

別海町議会会議録

第2号（平成23年12月14日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 15番 中村 忠士 議員
- ② 1番 木嶋 悦寛 議員
- ③ 9番 瀧川 榮子 議員
- ④ 5番 西原 浩 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 15番 中村 忠士 議員
- ② 1番 木嶋 悦寛 議員
- ③ 9番 瀧川 榮子 議員
- ④ 5番 西原 浩 議員

○出席議員（18名）

1番	木嶋 悦寛	2番	松 壽孝雄
3番	森本 一夫	4番	今西 和雄
5番	西原 浩	6番	沓澤 昌廣
7番	小林 敏之	8番	安部 政博
9番	瀧川 榮子	10番	山田 信
11番	丹羽 勝夫	12番	松原 政勝
13番	戸田 博義	14番	戸田 憲悦
15番	中村 忠士	16番	佐藤 初雄
副議長	17番 安田 輝男	議長	18番 渡邊 政吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	代 表 監 査 委 員	鈴 木 英 世
監 査 委 員	下川原 洋	農 業 委 員 会 会 長	松 田 寅 義
総 務 部 長	小 守 正	福 祉 部 長	田 村 秀 男

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

それでは、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

6番沓澤議員、7番小林議員、8番安部議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、15番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○15番（中村忠士君） 通告に従いまして質問させていただきます。

1点目ですが、特別養護老人ホームの建てかえについてであります。

その1点目が、町長はことしの行政執行方針の中で、特別養護老人ホームの建てかえについて、「昨年、基本構想に着手し、検討を重ねてまいりましたが、建設準備室を設置しながら、民設民営化の方向で検討を進めます」と述べておられます。

そこで、まず民設民営化の方向で検討すると町長がお決めになった経緯と根拠をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、特別養護老人ホームの建てかえについて、民設民営化の方向での検討ということで、その経緯と根拠についてということでございます。このことにつきましては、今年の行政執行方針の中で私も述べているところでございます。

まず、町内の介護施設におきましては、多くの方が入所を待っている状況が続いております。特に特別養護老人ホームへの待機者については、毎年100名近くの方が待機という状況になっているということでございます。

今後、高齢化の進展につきましては、団塊の世代の高齢化によりまして高齢化率が急速にアップしてまいります。介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるわけでございますが、町はこの状況にこたえられるように、各種施策に取り組んでいく必要がございます。

全道的に見ましても、多くの高齢者施設については、社会福祉法人が経営をし、地域の施設介護の役割を担っている中で、本町の厳しい財政状況でも、今後のさまざまな福祉の施策が必要になるわけでございますが、高齢者の介護や福祉、医療のすべてを町で行うことは困難な状況がふえてまいります。

現在、高齢者施策を守りながら、新たな要望に対応していく必要から、第2次別海町行

財政改革推進計画及び別海町行財政改革集中改革プラン策定時から、施設のあり方の見直し、介護サービス事業における組織体制の見直し、民営化の検討などについて検討を重ねてきておりました。

その後、平成19年7月から特別養護老人ホーム施設の建てかえ計画の検討が始められたことから、施設整備にあわせて補助制度の検討や指定管理者制度への移行並びに民営化への検討を始めることとしたところでございます。

補助制度につきましては、防衛省の補助を受けるべく、防音調査も平成22年8月に行ってきたところでございますが、対象となる施設につきましては、耐震化を施していないと対象にならないということや、耐震化をして補助を受けても、現有の施設面積分のみの補助が上限ということで、時間的にもコスト的にも非常に効率が悪いことがわかりまして、北海道の老人福祉施設整備事業補助金を受けたほうが有利と判断をしたところでございます。

平成22年度に策定しております建てかえ基本構想におきましても、補助制度が確定していないことから、公設公営、公設民営、民設民営などの形態の検討も行い、策定をできております。

今後の急速な高齢化、新しい介護サービスの提供に向けて、建てかえにつきましては、まず一つは、利用者ニーズへのスピーディな改善を図る。二つ目として、ユニット化による介護サービスの質的向上を図る。三つ目として、町財政負担の軽減を図るなど、これらのことが実現できるよう、民設民営化の方向で検討をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 端的な御答弁でありまして、概要はよくわかりました。

少し細かい点でお聞きをしたいというふうに思うのですが、いろいろな資料を見させていただきますと、公設と民設の場合の事業費の違いが出ています。これについては、公設の場合、新築工事費としては15億7,000万円ぐらいですね。それから、これを民設とすれば、新築工事費は12億6,000万円ということで、3億円ほどの違いが出てくるわけです。だから民設のほうが安いのだというふうなお話でした。というふうに資料から読み取れます。これの3億円の違い、民設にするとそういうふうに経費が安くなるのだということに関して、その違いはどこから来るのかということがよくわかりません。その点を御説明願いたい。

それから、事業収支、事業をする場合の収支の比較では、どちらにしても、公営の場合も民営の場合も収入は同じだと。支出が違うのだと、こういうふうになっています。支出は、公営の場合は5億2,300万円、年間でこのぐらいかかりますと。それから、それを民営にした場合は、支出、4億4,700万円程度だと。そうすると、ここで約7,600万円ぐらいの違いが出て、だから民営のほうが経費が安いのだと、こういうふうになるわけです。

建てる場合、3億円ほど経費が安くなる。それから、事業を進めていく運営費の場合をとってみても、年間で7,600万円ほど民営のほうが安くなるのだと。これの根拠、どうしてそういうふうになるのかということをごちゃと教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 建設費と経費の、なぜ公設のほうが高くなるのか、民営のほうが安くなるのか、そういう根拠、それと経営の状況について。

建設関係に関しては、所管のほうからその辺は説明させていただきたいと思います。

また、収支につきましても、大体大きな違いというのは、やはり最終的には人件費かなと思いますが、この辺の状況も所管のほうから説明をさせます。

○議長（渡邊政吉君） 技術長。

○事業課技術長（山岸英一君） ただいまの質問について答えさせていただきます。

まず私のほうからは、建設費のほうについてのみ説明させていただきます。

建設費につきましては、今回の質問に対して、一般的な公共事業と、民間のほうについてはPFIという形での説明にしたいと思います。

一般的な公共事業につきましては、発注は分離分割発注という形になります。これは事業のプロセス、設計、施工を分けて発注するというのが基本的な考え方になっております。

分離分割発注は、公共事業の役割であります受注機会の確保であるとか、補助金を活用するなどの事情により、スケジュール、経費の観点からも、コストが実施の段階でどうしても割高になるというふうに思われます。また、一般的に公共事業は、国が定めた仕様に基づいて設計を進めますので、町につきましても、あくまでも国が認めている一般的な仕様の範囲内での設計内容になります。そういうことについても、独自性、民間でいいます独自の設計発想というものがなかなか取り入れない状況にありますので、どうしてもコスト的に割高になるというふうに考えております。

次に、PFI方式なのですが、PFIは建設、設計から施工まで一貫して一体としての発注になります。一括発注ということになるのですが、一括発注することによって、ある水準、性能が満たされれば、工法、仕様については民間が自由に選択できるということになります。そういう部分で、国の定まった基準といいますか仕様に縛られない、自由な発想で設計ができる。それから、発注も設計から発注、施工まで一括して行えるということで、コストの縮減が図られ、民間でやる場合のほうが安くなるというふうに私どもでは考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 私のほうからは、収支のことでちょっとお話しします。

特養の場合、介護保険収入というのは民間でやられても公設でやられても同じでございます。支出のほうでございますけれども、特養を運営していく上で、やはり一番多いのは人件費でございます。うちの場合、今現在、大体人件費は支出に対しまして71%ぐらいかかっているというのが現状でございます。道内の民営の施設を見ますと、58%といたしますので、ちょっと開きがございます。これは給与体系にもよります。地方公務員でありましたら、今、うちでは行政職の1表を使ってどんどんと昇給とか、そういう形でなっていると。だけれども民間につきましても、採用も含めまして、かなり新陳代謝も早く、役場みたいに地方公務員みたいな給与体系にはなっていないというのが現状でございます。そこで、この71%と58%の差を推計しますと、おのずからコストが安くなると、そういう考え方でシミュレーションをしていたところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 時間がなくて、この点についてはまた次回にしたいと思うのです。

ただ、公設でやる、そうすると国の基準、道の基準その他に縛られるということで、コ

ストが割高になるのだというお話でしたね。これは公共事業の問題点がそのまま出ているわけです。もっと安く建設できるのに、道の基準、国の基準でやると高くなってしまおうという、そういう公共事業の大問題というのがここにあるわけです。だから、それは改善しなければならない問題だと、こういうふうに指摘をしておきたいと思うのですが、今回のテーマとはちょっと外れるので、理由をお聞きしたので、それはわかったということ。

それからもう1点、運営の問題についてですけれども、町長もおっしゃられた、そして部長もおっしゃられた、主に人件費だと。要するに人件費を切り下げるのだという話ですね、民営にすると。そういう問題点がやっぱり一つ浮き彫りになっているということで、その点については、また後でちょっと別な角度から質問したいと思いますので、その点はわかりました。

引き続き、根拠にしたことについて、町長から概略をお話しいただいたのですけれども、この建てかえの基本構想の文書を見させていただいたのですけれども、これは外部に委託して調査をして、この調査報告が出たという、その文書ですけれども、そこに公設公営、公設民営、民設民営の3種について比較が行われています。

ちょっとそこでお聞きしたいのですけれども、別海町の財政負担というところで、民設民営にすると、町の財政負担としては、経常的な負担はないというふうに書いています。実際、本当はないのかどうか、その点、ちょっとお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

基本構想の中では、まだ、例えば私たちが考えている地元の福祉法人と連携してやっていくということの想定はしていない中で、例えば外部からやりたいというふうに手を挙げた場合、その建てる法人で別海町に入ってきてやるということであれば、町としては、軽減対策については何らかの関係はありますけれども、運営だとかそういうものは自主的に手を挙げてきてもらった民営の人が負担するというので、町としてはかかわっていかない、お金がかからないと、そういうシミュレーションでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） そういう場合は経費の負担はないということですが、経費の負担が考えられるのか考えられないのかということをお聞きしたのです。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 町の、要するに民設民営にした場合に、いわゆる引き受ける法人について、町からの補助金なり何なり、そういう経費がかからないのかという質問でいいのですか。先ほども言ったように、基本構想については公設公営、それから公設民営、民設民営、いろいろなパターンで検討してまいりましたので、そういうことについてはいろいろなパターンで、本来の民設民営ということになれば、福祉法人の中で経営はしっかりやっていくということですから、本来であればそういうことだと思います。しかしながら、町としては、今、当面の予定している引き受け手としては、いわゆる本町にある既存の福祉法人ということ考えているところであります。これが今後、経営についての協定等、町側の方針と、受ける側との協議が必要になってまいりまして、最終的なものでありませんが、そういう中でやっておりましたので、一定の状況の中で、町としての持ち出し分がある程度必要になるという予想は、当然我々もそういうことも検討していかなければならない、そういうこととございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） つまり、場合によっては、むしろ今の話の経緯の中では、財政的な補助といいますか、そういうものも必要になってくるかもしれないと。むしろそのほうが可能性として高いかなと私は思っているのですが、つまり経常的な負担が必要ではないとは言えないということで、結局公設公営と、その違いは余り出てこなくなってしまうということになります。

それで、この基本計画の中で、民設民営にするとこういう可能性が出てくるという、懸念材料がいろいろ述べられています。例えば、地元への経済効果ということでいうと、民設民営の場合は地元業者の経済効果が減少する可能性があるというふうに述べられていますし、他の町立施設との連携の問題では、連携の低下の可能性があるとこのように出ています。それから、入所者に対しては、町民の入所機会減少の可能性があると。あるいは、経管栄養、あるいは酸素吸入やっておられる方の要求者に対する問題については、ケアの要求者入所機会減少の可能性があると。それから、生活保護の関係でいうと、生活保護者の入所機会の減少の可能性があると。それから、現在待機者入所機会については減少の可能性があると。それから、職員に関しては、配置転換、職種転換、希望退職、そういうものをクリアしていかなければいけない。それから、処遇の低下、経済的効果が減少して、定着に関しては低下する可能性がある。そういう懸念が述べられているのですが、これらは十分に検討されたかどうか、改善の方向を出しているのかということをお尋ねします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど、移行する中についてはそういう可能性があると言っただけで、将来的にそういうことになるとは言っていないわけでありまして、ある一定の期間についてはそういうこともやむを得ないところも出てくるかなと、そういうことで言っただけであります。将来的なことではございません。

それから、今、いろいろ懸念が示されました。したがって、そういう民営化に持っていく上での懸念、それらについては、受け入れ側と今後十分協定を交わしながら、そういう懸念がなるべくなくなるような形で引き継いでもらうということで協議をして、そして協定を結んで、委託ということにしていくということでありますので、基本的にはそういう形で移行していくということでございますので、懸念はわかりますが、懸念として記されておりますので、それをいかに取り除いていくか、これが今後の協議にかかわってくる、そういうことでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） そういう懸念があるということに関して、民設民営にするとクリアしなければならぬたくさん問題があるということがここで明らかになったのではないかなというふうに思うのです。

それで、この問題で最後にちょっとお聞きしたいのですけれども、公設公営、公設民営、民設民営の3種については検討されているようだけれども、民設公営については検討された形跡がちょっと見当たらないのです。民設公営については検討されたのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

検討はしておりません。基本構想の中でも、中村議員おっしゃるとおり、三つの形態については検討しておりますけれども、民間が建てて、それを官といいますか、町のほうで運

営するということのシミュレーション、あるいは構想は立てておりません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと時間なくなつたので、その点はどうしてそうなつたのかということもあります。外部に発注して、調査して、こいう報告書が出ていると。だけどそこには、町がもっと検討しなければならない問題はいっぱいあつたのではないかなというふうに思うのですけれども、その一例として、今、私は民設公営という概念がなぜ抜けてしまったのかということを指摘したわけです。

きょうはもう時間がありませんので、民設民営というのはたくさん問題があるということを指摘して、次の質問に入ります。

特別養護老人ホームの民設民営化の方針は町民にとって極めて重大な問題であります。これまでの経緯や町の考え方について、町民に対する説明及び情報公開はどのようにされてきましたか。また、町長が民設民営化の方向で検討するとお決めになるまでに、町民との対話、町民のさまざまな意見を聞く場の設定などはありましたか。その点についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 中村議員の2問目については私のほうから御答弁させていただきます。

町長が6月の段階で、行政執行方針の中で、特別養護老人ホームとデイサービスセンターの建てかえについては、補助財源、要するに防衛の補助だとか厚生労働省の補助だとか、そういう補助財源の関係だとか、経営形態の関係から、民設民営化の方向で検討するというふうに発表しましたけれども、その発表する前に、町民と対話、それから、町民のさまざまな意見を聞く場の設定はしておりませんでした。

これまでの経緯だとか町の考え方につきましては、この情報公開でございますけれども、施設の建てかえについてのお知らせ、これについては6月号の広報でお知らせしています。それから、民設民営化の方向で検討するということについては、これは町長の行政執行方針の写しでございますけれども、これは7月号の広報でお知らせしています。それから、建てかえ計画にかかる居住形態、ユニット化、あるいは協議相手の地元の法人についてのお知らせ、柏の実学園と協議をしますよということのお知らせは10月号でお知らせしています。それから、施設を設置、運営する団体の説明だとか、地元の社福法人を選定した理由については11月号でそれぞれお知らせしています。

広報のほかに、例えば6月段階では、地元の二つの社福法人に、意向の調査も含めて担当のほうから説明に伺っております。その後、8月段階では、実際、施設を利用している人方、それから、取り巻く家族への説明といえますか、これは文書でございますけれども、こういう説明をしております。それから、9月段階では、待機者、100名近いということで、実際、12月の段階ではちょっと上下しますので、90何名ということになりますけれども、そういう待機者に対しても、こういう民設民営化の方向で検討していますよというお知らせは文書でしております。そのほか、ホームページ、うちのポータルサイトでのアップは常時しております。9月になりまして、民生児童福祉委員の会議というのが年4回ございますけれども、その中でも詳しく考え方を説明してございます。10月には、町内の介護支援専門員、ケアマネの会議を持ちまして、今こういう方向で検討していますよという説明はさせていただいております。11月に入りまして、町内会長の研修会、あるいは連絡協議会、この席上でも町長から詳しく内容を説明しております。また、

要望がございました出前講座、これにも対応しているところでございます。

いずれにしても、今後とも必要な情報は積極的に、わかりやすく、適時に提供してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今の答弁、いろいろあったわけですがけれども、端的に言うと、町長が6月の時点で民設民営化の方向で検討するというふうに表示される前に、町民との対話とか、あるいはさまざまな意見を聞く場の設定というのはなかったというふうに今の説明でありました。

それで、町長にお聞きしたいのですがけれども、協働のまちづくり、あるいは自治基本条例をつくっているわけですね、私たちのまちは。いろいろな論議はあったけれども。そういう精神からいってどうなのだと。重大な政策決定ですよ。その前にいろいろ町民の意見を聞くとか、対話するとか、そういう場があってしかるべきでないかと、条例の精神からいって。その点でどうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、この特養老人ホームについては、私も常々、数年前から、いわゆる老朽化によって建てかえが必要であるということはあらゆる場で述べてまいりました。そういう経過があって、今説明したとおりでございます。したがって、いわゆるただいま民設民営化という方針で福祉法人と協議に入っておりますが、その前提として、今協議を進めているのは、まず法人としての経営をどういうふうな計画でやっていくかということ、そういう問題を常に、先ほど言いましたようないろいろな懸念もある。そういう中で協議をして、しっかりそういう計画を策定をして、その上で正式に受け皿となるということになりますので、その計画がまだ今協議中で、お示しできるようなものになっていないということがありますので、したがって、町民の皆さんに説明する場というのはまだ設けておりませんが、いずれにしても、民営化ということについては、先ほど言いましたように、北海道の80数%がそうなっています、全国的にもそういう流れですよということで、これからの財政状況を含めて、そういう町民の皆さんのいろいろな福祉ニーズもふえておりますので、それに対応する、そういう流れの中では、民営化にするということについては、我々としてもそういう方向で、今後、建てる場合ということで考えてきておりましたので、またそのニーズに合わせた施設、そして待機者の状況を考えながら、収容人数もふやしていく。そういう中で、そういうことについてのコンセンサスというのはあるものだと思っております。したがって、町民の皆さんへの説明については、そういう計画等々がある程度といいますか、しっかり町との協定を結べるような状況になったときに、先ほど言いましたように、適時、時期を見てしっかり説明をしていく、そういうことだと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） いずれにしても、民営化するのだということについてはかなり強くそのことを決められているというふうにお話聞いていてうかがい知れるのですがけれども、繰り返しますけれども、そのこと自体は大変重大な政策決定なのです。だから、その前になぜ町民と対話しないのかというふうに、私は大変大きな疑問を禁じ得ないというふうに申し上げておきます。

3点目の質問に入ります。

民設民営化の方向で検討するとして町長の考えを発表した6月以降に、先ほど部長の説

明にもありましたけれども、職員組合だとか、あるいは特老等の職員への説明会を持ったと聞いております。職員の皆さん方からどのような質問や意見が出されましたか。また、それに対して町当局としてはどのように対応される考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） それでは、私のほうから御答弁させていただきます。

特養、デイの民営化にかかる職員組合、それから介護サービス事業の施設の職員に対しましては、今まで2回の説明会を開いてございます。その説明会の内容は、まず町長から、行政執行方針で示したとおり、民営化の方向で検討したいということが一つと、それから、財政的に町も大変な厳しい状況であるということの説明、そして、建てるに当たっては、やはり財源が一番問題なので、先ほども申し上げましたけれども、防衛の補助、10分の7という補助を検討しましたけれども、現有面積しか対象にならないということで、それは厚生労働省のほうに切りかえたほうが有利だという説明もしました。それで、特養の管理運営が可能な社福法人、これがたまたま地元で2カ所ございますので、そういう人と協議をできるので、公設から民設民営化の方向で検討を進めていくという説明をしたところでございます。

その2回の説明会の中で、やはり多くは、まだ相手が決まっていないので、なかなか細かな条件で説明することがちょっと可能ではございませんでした。それで、情報不足で不安を感じているので、情報をきめ細かく出してほしいということが結構ございます。それから、当然、職種の変更だとか、配置転換、あるいは処遇対応への不安というのは、これは当然持ってございます。それから、現在の施設で運営しているのだけれども、例えば赤字補てん、民営化になった場合には、民営で対処する場合にはどのようにするのだとか、そういう質問もございました。それから、法人が構想している施設の内容だとか、採用職員の予定数、正職員で何人だとか、臨時で何人だとか、例えば9ユニットつくるとしたら、それにかかる人数はどのようにしているか、そういうような質問が出ておりました。

これらの質問に対しましては、はっきりと相手が決まっていないこともございまして、町長は、やはり職員の希望を十分くみ取りたいという回答が一つと、それから、いろいろな財政支援とかそういうことにつきましては、やはり町の施策としての支援だとか負担の考えは持っているということの回答で終わったといえますか、その程度にしかありませんでした。

いずれにしても、現時点では協議相手の法人の計画が、今協議中で未定でございますので、職員への具体的な回答はできなかつたと。それで、今後、説明会だとか意向調査を進めていながら、職員との意思疎通も図りながら、希望にできる限り沿えるように最大限努力していきたいということでしめてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 次に質問される方も、この点、触れられるようですので、いろいろお聞きしたいこともあるのですが、次に行きたいと思っております。

4点目の質問であります。今後のタイムスケジュールを含めて、計画概要をお知らせいただきたいと思っております。

自治基本条例の精神に基づき、町民に対する情報公開、説明責任を町としてしっかり果たしていく必要があると思っております。また、町民の広範な意見を聞く場を設定する必要があると思っておりますが、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 4点目の質問に私のほうから御答弁させていただきます。

現在の予定でございますけれども、民営化の目標年度を平成26年の4月というふうに考えてございます。その前に、同時になるかちょっとわかりませんが、現施設の経営を移譲するという考えでございます。それから、施設だとか、施設に付随する備品等、たくさんございますけれども、こういうのは無償で譲渡したいなというふうに考えてございます。それから、建てる土地の関係でございますけれども、土地については無償で貸与したいという考えを持ってございます。それから、移譲を受ける法人と、補助金の採択にも左右されますけれども、補助金も、第5期の介護保険計画、平成24年から26年の3年間のスパンで立てますけれども、その中に盛り込まないと補助金が出ない仕組みになってございます。そういうことも考えまして、平成25年度からの施設整備を目指しまして、建設場所、今の特養の南側といいますか、隣接地に考えてございます。入所定員を90床、短期の入所、ショートステイを10床、それから通所定員、デイでございますけれども、1日30人の定員として、面積は大まかに6,000平米ぐらいの規模を、今現在、柏の実会と協議を進めているところでございます。

それから、建設準備室の事務方での作業でございますけれども、これもタイムスケジュール、予定でございますけれども、平成23年度、今年度は受託法人の決定及び条件の整備を進めていきたいと。それから、法人への支援策の協議。建設費、それから実施計画費、人的整備とか、たくさんございますけれども、そういうところの協議を進めていきたいと。それから、町で抱えております職員の意向調査も進めていきたいと。そういうことを踏まえまして、粗々、法人との基本的な合意まで進めていきたいなという予定でございます。

それから、平成24年度では、これも先ほど申しましたけれども、補助金の関係がございまして、計画の調整や基本協定の締結、それから職員の希望集約及び条件整備、それから、建てかえ用地の確定だとか、地耐力調査を考えてございます。

それから、25年度では、低所得者への軽減対策、あるいは経過措置者の軽減対策、こういうものを考えていきたいということと、土地、建物の譲渡、それから、貸与物件の整理の契約をしたいと。それから、事業所が二つのところがございまして、経営移譲の準備を進めると。それと、人的基盤の支援などを予定しております。

それから、平成26年度では、旧施設での経営移譲を行いまして、旧施設の解体、それから、新しい施設への引越などを考えてございます。

27年度は新施設の外構工事を進めていきたいなというふうに思っております。

それから、町民に対する情報公開とか説明責任ということでございますけれども、これも4月1日から自治基本条例にしっかりと掲げられている条項でございます。情報の共有、情報の開示、町民の参加ということで、これについては条例の中で詳しく書いておりますので、このことは十分必要性を認識しておりますし、情報共有に今までも努めてきているという考え方でございます。

なお、中村議員おっしゃるとおり、町民や議会への説明、それから、家族、待機者への周知、これは適時行っていきたいと思っておりますし、町民に対しての意見を聞く場についても、適時実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 概要を聞いたので、概要で答えていただければと思います。

町民に対する説明等についてはやるということなので、今後、その推移を見守っていきたいと思いますが、問題は、聞かれたら答えるという立場ではなくて、町が積極的に情報を発信していく、積極的に町民の中に入って説明をしていくと、こういう態度があるかどうかを、今後、私は注目していきたいと思います。

2番目の質問に入ります。

大きな項目の2番目であります。子ども・子育て新システムについてお聞きします。

昨年6月25日、子ども・子育て新システム検討会議が基本制度案の要綱を決め、同月29日には、全閣僚が参加する少子化社会対策会議でこれが決定文書とされました。さらに、本年7月29日、同じく少子化社会対策会議で子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめについてが決定されました。

新システムの構想が発表されて以来、全国に保育、幼児教育に関する不安が広がっていましたが、とりわけ中間取りまとめ後の9月から10月にかけて、全国的に都道府県議会のレベルで、新システム案の撤回、導入反対、慎重対応、財源確保を求める意見書の議決が相次ぎました。その数は、青森、秋田、長野、京都、大分など19府県議会に及び、7月段階で既に反対の意見書を上げていた香川、沖縄の2県を加えると、21府県に上ります。

新システムは、これまでの保育・幼児教育を一変させる重大な問題を含んでいることがこのことからわかります。

1、児童福祉法24条に基づく保育の実施責任がなくなって、市町村は保育の必要性を認定するだけになり、保護者は施設と直接契約しなければならなくなる。

2番目、国の定める最低基準がなくなり、保育の地域格差が一層広がる。

3番目、規制緩和により、もうけ本位の事業者参入に歯どめがかからなくなる。

4番目、応益負担が原則となり、所得による保育の格差が生じる。

5番目、保護者の就労時間などを基準にした認定になるので、保育を利用する時間がばらばらになり、集団での生活や遊びが困難になるなどの問題点が指摘されているわけです。

新システムは、当初の計画では平成23年の通常国会で提案されると、こういうふうになっていましたけれども、もうそれは過ぎていきますので、恐らく今度の通常国会で提案され、25年から本格実施されることになっております。状況としては差し迫った状況になってはいますが、町当局として、この新システムをどのようにとらえ、今後どのように対応していこうとしているのか、お考えをお聞かせください。概略で結構です。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） この質問も私のほうから御答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、昨年6月29日に子ども・子育て新システム、この基本制度案の要綱が少子化社会対策会議で決定されました。この要綱は、議員おっしゃるとおり、すべての子供への良質な育成環境の保障と、子供を大切にするという趣旨でございます。また、出産だとか子育て、就労の希望がかなうことや、仕事と家庭の両立支援ということで、充実した生活ができることを目的としております。この要綱の基本的方向性を踏まえまして、関係者間、専門の人員が集まってワーキングチームをつくって、7月29日に中間の報告がなされたところでございます。

この中間報告の全体像としましては、給付制度のあり方、それから、幼保一体化の間

題、それから、質の改善、機能強化等のあり方についてまとめられてございます。ワーキングチームも、基本制度のワーキングチームもございますし、それから、幼保一体化のワーキングチームもございます。それともう一つは、子ども指針のワーキングチーム、この三つのチームで構成されてございます。

町としまして、基本的な考え方として、子供だとか子育て、社会全体で支援するということは考えていますし、それから、利用者本位をベースに、すべての子供だとか子育ての家族に良質なサービスを提供したいと、そういうことを考えております。それから、地域主権を前提とした住民の多様なニーズにこたえる施策の実現も目指すというふうにとらえてございます。

この新しいシステム全体を見ますと、ずっと前から、30年以上も前から言われた幼保一元化のいわゆる文部科学省と厚生労働省の二重の行政といいますか、そういう解消を図るということが主眼にもなっております。国の段階でも、総論賛成で各論反対ということも聞いております。

それから、この中間取りまとめの中で随所に出てくる、「その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後さらに検討する」とございます。7月29日に1回中間報告を出しましたけれども、その後、10月から再開しています。その中で、今、この問題については、プロセス、中間の報告というふうなことで、流動的な側面もあるというふうには私たちは考えてございます。

加えて、地方自治体で最も重要な恒久的な財源問題も、社会保障、それから税の一体改革の成案がベースになるということは間違いございませんので、その点も不透明な状態でございます。それで、この制度改革には1兆円を超すような財源も必要というふうに聞いてございます。中村議員御指摘のとおり、いろいろな問題は、検討する課題は残ってございます。

今後、町としまして、国の動向を注意深く見ます。もう既に10月から検討を再開されて、費用負担のあり方だとか、国における所管のあり方、それから、ワーク・ライフバランスあり方とか、いろいろなことを検討、また進めている状況でございますので、そういう動向を注意深く見ながら、必要に応じましてうちのほうの教育委員会の意見だとか、保育園、幼稚園の現場、こういう声を機会あるごとに振興局、あるいは町村会を通じまして道だとか国のほうへそういう声を届けたいなというふうに思っております。

また、法律が決まりましたら、やっぱり法でございますので、これは大きな制度改革になります。妊婦健診のことも含まれてございますので、そういうことで、25年度を今のところめどに進めているということでございますけれども、これが法制化になれば、事業計画を町村でつくらなければならないというふうになっていますので、それは本格的に実施に向けて作業を進めていかなければならないのかなというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 問題点を指摘しているわけですから、それにかみ合った答弁をいただければなというふうに思いましたけれども、これは第1次の討論として、これは第2次、第3次とやっていかなければいけないというふうに思います。

3点目に行きます。

3番目です。放射能汚染から町民を守る取り組みについてです。

1点目、名古屋大などが行ったシミュレーションで、釧根地方の放射線土壌汚染が10

0から250ベクレルという推定数値が出たことにより、別海町ほか3カ所で緊急実測調査が行われ、結果が11月21日に発表されました。別海町は不検出という結果でほっとしていますが、たった1回の実測だけで、今後ずっと安心できるかという、そうではないと思います。土壌汚染だけではなく、海水、海底の汚染も心配されます。町独自の測定が必要ではないかと思いますが、この点についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

放射線汚染に対する町独自の測定についてということでございますが、先般、名古屋大学の研究チームが行いました東京電力福島第一原発事故で放出されました放射性セシウムについて、大気中の拡散をシミュレーションした放射性セシウム137の全国の土壌分布推定図が本年11月14日に発表されました。北海道においては、釧路、根室管内が道内でも最も高い数値と公表されたところでございます。

道は4月から、道内7カ所の農業試験場におきまして採取した土壌の放射性物質モニタリング調査を実施しておりまして、根室管内では中標津町にある根釧農業試験場で行っておりますが、いずれも原発事故前の検出値を下回っておりまして、名古屋大学などが発表した数値とかけ離れていることから、11月16日と17日、本町で、別海緑町38番地、根室農業改良普及センター、この敷地内と、根室市及び浜中町の計3カ所において緊急実測調査を行った結果、本町においては不検出という結果が発表されました。これは11月21日ですが、ということで私もひと安心をしたところでもございます。

北海道におきましては、このほかに各振興局で空間放射性線量率モニタリング、海水中の放射性物質モニタリング、また、道内の観光地における空間放射線量率モニタリングなどを定期的に行っておりまして、道のホームページで公表をしておりますが、いずれも不検出、また、平常レベルで推移しているという調査結果であることから、現在、独自の測定については考えてはいないところでございます。

今後、福島第一原発などの状況や、道が実施しているモニタリング調査にそれぞれいろいろな動きがあれば、道や近隣市町村と連携して対応してまいりたいと現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この放射線の汚染の問題については、大変深刻な問題だと受けとめていただきたいのです。そういう点で、振興局がやる、道がやるという態度だけでいいのかという問題をこの場では提起させていただきます。

時間がなくなりましたので、ぜひ検討していただきたいと思うのは、町内にも専門的に放射線の問題について研究されている方もおられますし、さまざまな意見があると思うのです。その意見を集約するような形の、仮に町民会議というふうにするのか、それはいろいろあると思いますけれども、そういう意見を集約する機関、あるいは、実際にどうしたらいいのかという方向性を出すという話し合い、そういうものが必要ではないかというふうに私は考えています。時間になりましたが、あと40秒ありますので、町長。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） いずれにしても、放射性物質等については、健康被害はもちろん、風評被害に対して、我々は真剣にその辺は対応してまいり所存でございます。

いずれにしても、今、いろいろ御提案をいただきましたけれども、現状の中では、道、

また近隣市町村と常に我々も連携をとりながら、それらの状況を十分勘案しながら、町民の皆さんの健康被害、風評被害については、そういうことにならないようにしっかり対応してまいりたい、そのように思っております。

○15番（中村忠士君） 終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは次に、1番木嶋悦寛議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（木嶋悦寛君） 本日は、大きく二つの質問をさせていただきます。通告に従いまして、その順で質問を進めます。

まず、特別養護老人ホームの民設民営化についてですが、町長は23年度執行方針において、特別養護老人ホームの建てかえに当たり、民設民営化の方向で検討を進めることを明言されましたことは先ほどからも御承知のことです。

私も福祉医療常任委員会のメンバーとして、所管との情報共有を図ってまいりましたので、その経緯についてはやむを得ないこととして理解を示すところではあります。

しかし、公的な部分を廃止して民間に移譲する上で、現在、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに勤める方々の処遇に関して、組合員であるか否かにかかわらず重要な事項であると考えます。

職員の処遇に関しては、移譲先の雇用条件にかかわらず、町としての見解を提示できるはずであります。自分がこの先どうなるのか、大きな不安の中で勤務することは、精神的にも負担があります。建設計画は、建物を建てるだけではないはずで、そこに働く人たちのことをあわせて考えていくことは当然であり、素通りできる問題ではありません。

福祉医療常任委員会では、理事者の意向や人事に関した話までは伺うことができませんので、あえてお尋ねをします。

1番目の質問が、先ほどの中村議員と奇しくも同じものでありましたが、その経緯について細かく説明いただきまして、1点だけ、ちょっと確認したいということがありますので、質問させていただきます。

これまで、やはり先ほど言いましたように、公的に行ってきた施設運営、これを民間に移すからには、確実にサービスの向上、これが見込まれることが大切だと思います。これまでも現場の皆さん、一生懸命頑張ってサービスの維持に努めてこられたと思いますが、民間に移る以上は、それ以上のものでなければ、これは町民の皆さんがやっぱり納得しないのではないかなというふうに考えるわけです。結果的に移譲先の法人の問題にもなりますが、公的部分を廃止する町にも、そのサービスの質を担保する責任があるのではないかと考えます。町長はどのようにお考えですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 木嶋議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、福祉医療常任委員会では理事者の意向や人事に関連した話まで伺うことができませんのでということをおっしゃっておりますが、我々は申し入れがあれば出向いて説明す

ることには、それについて拒否するものでは全くありませんので、そのことについてはぜひ御理解をいただきたいと思います。

それで、いわゆる民設になった場合のサービスについてどうなるのかということについて今御質問がございました。

当然、我々としては、いわゆる民設になって、利用者の皆さんへのサービス、町民の皆さんへのサービスが低下するようなことになるということについては毛頭考えていないわけでありまして、民営化の、いわゆる民間のノウハウをしっかりと利用しながら、さらにサービスが向上する、そういう思いで民設民営化に向けて今検討しているところでございますし、また、そのことによって、これからいろいろな高齢者福祉に対するさまざまなニーズが発生してまいります。そして、団塊の世代が高齢者になっていくという中で、急速な高齢化が進展してまいります。それらに対応する、いわゆるこれも財政の問題になってまいります。そういうところも十分勘案し、そして質を落とさない高齢者福祉政策を維持していかなければならない、そういう思いにおいて、全体的なサービス、これをしっかりとやっていくということもこの前提条件でございますので、まず今の特養の状況、老朽化して耐震も整っていない、そういう中では安心して暮らしていけるホームではないということでございます。そういうことに対応することも大変重要なことであります。

それから、これからやはり個別的なプライバシーを含めて、ユニット化ということで、やはり施設に入った皆さんは長期化の傾向にありますし、そして重症化の傾向にもあります。そういうことにしっかりと個人のプライバシー、居住性も勘案し、家族の皆さんがお見えになっても、十分いろいろな面で和やかな家族の交流もできる、そういうことも考えながら、全体的にサービスの質を落とさない、質を高めていく、そのことが前提でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 当然、サービスの質を落とさない、これはやっぱりきちんと取り組んでいただかなければいけないことであり、民間に移譲した後もきちんと町もサポートする、一緒に取り組んでいくということが大切であると思いますので、ぜひそのように進めていただければと思います。

民営化に決断するまでの経緯の中で、待機者が非常に多いと。毎年100名近くの方が待ちしている。そして、団塊の世代が高齢化することにより、そういう高齢化率がアップするということなのですが、それについては後ほどまた違った角度の話の中で話を進めていきたいと思っておりますので、次の質問に移ります。

町長は、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの職員が移譲先法人に移った場合、補償をどのようにしたいとお考えですか。また、それをいつ、どのように職員にお伝えするつもりですか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えを申し上げます。

先ほど中村議員のほうにもお答えした答弁と重複することと思いますが、現時点で、いわゆるこの受け皿となる協議相手の社会福祉法人、それらの計画がまだ、先ほども言いましたように、協議中、検討中ということで、計画が未定の状況であります。したがって、職員の皆さんへ具体的な回答については現在のところできないわけでありまして、いわゆる説明会やアンケート、意向調査等、これらをしっかりと進めながら、職員の皆さんと意思疎通をしっかりと図りながら、希望に沿えるように最大限の努力をしてみたいと

考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 冒頭にも申し上げましたが、町側の、補償という言葉を使わせていただきましたけれども、補償に関しては、相手先の条件が出る以前にもある程度の提示はできるのではないかと。要するに、残った場合はこうしますよ、そして移譲したときにはこういった形で、例えば一時金を支給しますよとか、そういう形の話はもっとも前からきちんとした段階を踏んで説明できたのではないかなというふうに感じます。それも含めて、対応する手順が非常にまどろっこしいというか、少し速度が遅いのではないかと。建設計画は先に粛々と進められているわけですが、それを横目で見ながら、職員の人たちは、自分たちはどうなるのだろうかという不安がやっぱりたくさんあると思うのです。その辺はどうなのでしょう。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 職員の皆さんの不安といいますか、不透明なところについては十分我々もそう思っておりますので、まず職員皆さんの今後の処遇について、民設民営化の最も大きな柱の一つであるということも我々は考えてきておるところでございます。

また、いろいろ職員の皆さんの意向についても、いわゆる公務員から民間の職員に、身分でありますとか、いろいろなこともあるわけですから、それらのことについても、やはり職員の皆さんは非常に心配されている、それも十分理解できるところであります。

しかしながら、いずれにしても、受け皿となる法人が、やはりどういう計画を立てて、どういう経営方針で、今までの町の方針としっかりすり合わせをして、そして先ほど言いましたようなサービスの低下にならないように、そして法人としてしっかり経営ができていくようにということで、今、詰めているところであります。

そういう中であっても、やはり施設については、これから移行する側の施設についても、やはり資格職員の皆さんは当然必要としているところでありますし、今の職員の皆さんはそれぞれそういうノウハウをしっかり持っているわけでありまして、我々としても、また受け皿もそうだと思いますが、やはりそういう皆さんに引き続きしっかり施設の中で働いてほしいということは当然思っているわけでありまして、そういうことになっていただくようなことも我々としては大事なことだと思っておりますし、その前提としてはいろいろな処遇の問題があるわけでありまして、そのことについては職員の皆さんと十分これからも意思疎通、協議を重ねながら、ある程度計画が立った時点で、向こうの考え方が整理された時点で、しっかり我々も説明しながら、そして希望もお聞きしながら、また、いろいろ組合の皆さんとも相談をしなければなりませんので、そういうこともしながら、いろいろなことが考えられますが、そのことについての希望をなるべくかなえられるような状況でこの問題の対応に当たりたい、このように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） それは理解できますが、あとはどのように職員の人たちに伝えるか。今までは全体に対して説明会なり何なりをやってきたと思うのですが、やはりもう少し丁寧に対応していただく必要があるのではないかと。やっぱり個別にきちんと意見を聞く、話を聞く。要するに役場という組織ではありますが、やっぱり同士であり、一緒に同じ意を持ちながら働く者として、きちんと丁寧な対応をしていく必要があると思いますが、そのあたりはどうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

したがって、先ほども言いましたように、意向調査をして、最終的には個々の考え方ですので、それを十分聞いて、そしてなるべく最大限、一人一人の希望に沿えるように、我々が最大限努力をしていく、誠心誠意努力をしていく、そういうことだと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） それでは、次の質問に移りたいと思っております。

医療、福祉、介護は、施設中心の政策から在宅を中心とした地域包括ケアの確立に向かって進行中であり、尊厳ある生き方を守ることがサービスを提供する側に求められています。

今、職場で働いている人たちには大変失礼な言い方かもしれませんが、施設はどれだけサービスを高めても、しょせん、施設であります。施設なりの限界があるということです。これは家族の暮らす我が家とは比べものにならないということです。にもかかわらず、短期入所を含めて、100床という施設の建設計画というのは、時代に逆行するものであり、尊厳ある生き方を求める住民の権利を軽視するものであると考えます。別海町の地理的、産業的特徴から考えて、入所利用の施設は必要と思っておりますが、町長は何を根拠に特養の基本構想を描かれたのか。また、高齢者福祉の未来にどのようなビジョンをお持ちなのか、説明を求めます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えを申し上げます。

いわゆる高齢者の多くの皆さんにつきましては、長年にわたって住みなれた家族や地域の中で、常に良好な人間関係を維持しながら住み続けたいという願いを持っておられることと思っております。また、それぞれ皆さんが尊厳ある生き方をしていきたい、また、そういう生き方をさせてあげたいと願うことも、だれしもが思うことであると思っております。

そういう中で、いわゆるさまざまな事情の中で、そういうことがなかなか家族で介護、また、地域包括ケアもまだまだこれから整備していかなければなりません。そういう中で、いろいろな願いを持って、なかなかそれができないという状況、これも今の時代、あるという現実もぜひ御理解をいただきたいと思っておりますし、必ずしも施設での介護、入所される方が必ずしも尊厳ある生き方をしていない、そういうことではないわけでありまして、それぞれいろいろな考え方があると思っておりますし、いろいろな幸せの価値観もある。そういう中で、今、施設での介護も必要とされておりますし、いわゆる在宅介護、また、地域包括ケア、いろいろな面でそういう多様な介護システムを構築している段階でございます。したがって、100床という施設と言われたところではありますが、今、5年経過するごとに10%から20%の対象者といえますか利用者がふえていく、そういう時代であります。したがって、100床といえども時代に逆行することとは考えておりません。

そのような中で、国の方針、指針に基づきまして、本町の高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険計画の中でも、高齢者が医療や介護の支援が必要な状態になっても安心して生活を送ることができるよう、各地域において医療、介護、見守りなどのサービスが、高齢者のニーズに即して総合的に提供されるよう、高齢者の生活を地域で支える体制整備の構築を目指してきたところでございます。

今回、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建てかえに当たっては、特養施

設の老朽化や、待機者が100名近い状況が続いていることや、今後、団塊の世代の高齢化による新たな施策に対応していくため、利用者ニーズへのスピーディな改善を図り、また、ユニット化による介護サービスの質的向上を図る、町財政負担の軽減を図ることで、民設民営化の方向で建てかえを目指しております。

建てかえにかかわる町の基本構想については、9月19日開催の常任委員会でも説明しておりますが、利用者にとって安心・安全に過ごすことができる場所づくり、利用者は介護の対象者ではなく、ともに暮らす隣人である、このことを基本理念としております。

また、未来のビジョンについては、一つとしては、医療との連携強化、二つとして、介護サービスの充実、三つとして、介護予防の推進、四つとして、見守り、配食サービスの確保や権利擁護、五つとして、高齢になっても住み続けることのできる住まいの取り組みを、第5期から第6期の介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画へ反映をいたしながら、住民ニーズにこたえられるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まい、これらを一体的、体系的にサービス提供が可能な地域包括支援システムの構築を目指していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 高齢化の推移ですとか、待機者の増加については非常によくわかるころなのですが、ただ、施設はつくってしまうとなかなかそれを大きくしたり小さくしたりすることはできないわけで、例えば利用度が下がったときに、それが結局経営側の負担になったりだとか、それを維持するため、人件費の増加ですとか、いろいろなことが懸念されます。そうしたことを、将来的なことを見越して、きちんと計画がなされているのかどうかということ、それがやっぱり大切なところなのかなというふうに考えております。

今、町長が申しました中に、基本理念の中に、ともに暮らす隣人という考え方があったのですが、実は今の福祉の世界というのは、既に共生から扶助へということで、いかにいいサービス、質の高いサービスを提供するかという考え方に変わってきております。ですから、「ともに生きる」から、ちゃんとしたサービスを提供する中で、その中で人としての思いを遂げていく、いい思いを遂げていくということが大事な時代に入ってきているはずなのです。その辺は了解していただきたいと思えます。

この特養ホームを計画していく中で、町長は何が一番大事だとお思いでしょうか。つけ足します。何を大切に考えていくことがこの計画をうまく推進していくことになるかとお考えですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） この計画については、先ほどから御答弁しているように、まず現在、これから将来にわたって、いわゆる特養老人ホームを利用することが必要な皆さんへのサービスといいますか、やはりそういう意味で、なるべく今のような、いわゆる安心・安全な暮らしができないと考えられるような施設というものをまず解消していかなければならないということだと思いますし、さらに、先ほどからも言っているように、入所された皆さんが、先ほど言いましたように、しょせん、施設は施設というお話がございましたけれども、その中であっても、やはり最大限、気持ちよく暮らしていける、そういう施設を目指す、そういうことだと思いますし、あわせて、先ほども言いましたように、これからいろいろな福祉政策が多様化してまいりますし、そういうことの中で、やはり財源とい

うものは大事なものでございますので、そういうサービスを低下させないためにも、効率的な運営というものをしていかなければならない。そういうことを十分精査しながら、そして施設の、先ほど言いました理念といいますか、しっかり適切な理念を掲げながら、この施設を新しいものに建てかえていく、そして施設の運営の受け皿を決めていく、そのことを最も考えながら計画をしまいいりましたし、今後ともそういう方向で計画をし、実現をしまいたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先ほど将来の、要するに高齢者福祉に対するビジョンということもお伺いしたのですが、その中に、ぜひ人材の育成ということを盛り込んでいただきたいなというふうに考えております。

今、僕はちょっと中途半端な質問をさせてもらったのですが、それが今の答えになるのかなというふうに考えております。限られた時間となった人生の最後をどのように過ごしたいか、これはだれもがきちんと選択できなければいけない。人として尊厳ある生き方を全うできる世の中をつくるのが、この選択を可能にするわけだと思います。医療や介護に携わる人たち、それから支える家族、そして仕組みをつくる行政、皆さんが同じ思いで進むことが本当に大事なことだと思っています。どんなサービスも100点満点はありません。そして、施設だって完璧な施設は多分ないと思います。しかし、そこでそれを補うのが多分人の力だと思います。やっぱり温かい目と手と心がそうした人たちを支えて、尊厳ある生き方をサポートしていくのではないかと考えるところです。

私は、この特養の計画がうまくいくかいかないか、これは建物の善し悪しもありますが、最も大切なのはやはり人材育成であると思いますので、ぜひこれからの計画の中で、そうした人材を育成していくということをきちんと重点に置いて、民間に移譲した先もきちんとしたサービスの維持ができるような形をとっていただきたいなと思います。

では、大きな次の質問に移ります。

別海町の観光戦略と地域ブランド化についてお伺いします。

別海町の年間観光入込数は、平成14年度の52万1,700人をピークに、年々減少しております。昨年は25万4,400人となり、ピーク時の半分以下にまで落ち込んでいます。根室振興局管内でも、別海町の観光入込数は最下位であります。

こうしたことに歯どめをかけようと、3年前に開発された別海ジャンボホタテバーガー、昨年から別海ジャンボホタテまつり、サンデーブランチャマーケットなどの地産地消をテーマとしたイベントを企画し、ことしの産業祭も工夫を凝らした企画となり、可能性を感じさせる取り組みとなりました。

特に別海ジャンボホタテバーガーは、新御当地グルメグランプリ北海道で2連覇を果たし、ことし10月、鳥取で開催された全国御当地バーガー選手権では、2位以下に大きく差をつけて日本一に輝くなど、目覚ましい活躍を見せています。このバーガーを目当てに多くの観光客が訪れており、21年以降は観光入込客の減少が緩やかに変化しております。宿泊客に至っては、旅館事業者の皆様の努力もありますが、20年度に1万1,000人まで落ち込んだ数字が、昨年度、3万3,000人まで回復しております。

ほかにも、ラムサール条約の登録湿地である野付半島、国の史跡に指定された奥行臼駅通、北海道らしさを実感できるフットパスや農家民宿など、別海町は部分的にはすばらしい観光資源を持っており、可能性も十分に持ち合わせているわけですが、それらを生かし切れていない現実があります。地域の資源を有機的につなげ、全産業を巻き込んだ事業

展開が必要となります。

町長は行政執行方針の中で、本町の観光資源である自然や食を通じて、関係団体等と連携し、広域的な交流を図るとともに、地場製品の消費拡大や観光のPRなど、積極的な情報発信を行いながら事業の展開を図る必要があるとしており、戦略的な観光事業の実施が望まれますが、具体的にどのような事業を展開しますか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答え申し上げたいと思います。

本町の観光客の入り込みについては大変厳しい状況にあります。先ほど議員からおっしゃられました平成14年の数字でございますけれども、さらにさかのぼりますと、65万人を超えていた時期もございます。今の段階では約3分の1程度にまで落ち込んでいるという、大変厳しい状況にあるということになっております。

これをもとに、戦略的に観光事業を推進するためには、本町の観光資源の特徴でございます自然と食材、これを生かすために、友好都市だとか、札幌市のような大都市の中で物産展として、都市と田舎を結ぶ交流促進事業を実施したり、また、5月のジャンボホタテまつり、9月のサンデーランチマーケットというような地域の特産品をPRする場、これにつきましては観光推進エリアプロデュース事業という形で取り組んでおるところでございます。また、本町の自然や食材をPRする観光プロモーション推進事業、これらの事業を積極的に推進しまして、観光協会が事業主体となっております各種イベント事業、観光リーフレットや物産展を通じた自然と食材の情報発信、これに支援をしてみたいというふうに考えております。

また、4月にオープンいたしました道の駅おだいとう、これを本町の観光情報を発信する拠点として、管理運営団体や地域に働きかけながら、情報発信事業を展開していくことも必要であると考えております。道の駅おだいとうまつりなども、小規模ですけれども、実施したところがございます。24年度以降についても続けてまいりたいというふうに考えておりますけれども、おかげさまで道の駅おだいとう、6万人を超えるような形の入り込みもありますので、この拠点を有効に活用してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今まで、以前から行われているお祭り関係、たくさんあったと思いますけれども、そうしたものも、例えばそうした地産地消をテーマにしたものに切りかえていくということが可能なかどうか、お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 別海町での食材等について、地産地消で進めていけないかという御質問かと思うのですが、できるだけ地産地消の中で、6次産業化等も考えて進めてまいりたいというふうに思っておりますし、さまざまな取り組みは各民間の団体のほうから始まっておりますので、そういうところの取り組みについても支援をしてみたいというふうに思っているところがございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ちょっと次の質問とかぶってきてしまいますので、次に移りたいと思います。

農水省は6次産業化を打ち出し、本年3月には6次産業化法も施行されました。本町において、観光振興に当たって、この法制化はまたとないチャンスであると考えておりま

す。町民への周知やフォローの体制、6次産業化推進のための調査研究をどのように進めていますか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

本町の基幹産業でございます酪農、漁業の1次産業から生産される生乳やホタテ等の食材を加工する2次産業と、また、流通販売を行う3次産業が連携して取り組むということで、これらの産品に付加価値が生じると。また、雇用の増進を図ることが可能になるのではないかなというふうに考えておりました、これらの地域資源を活用した6次産業化は重要なことであるというふうに考えております。

さまざまな分野で6次産業化が進展しておりますけれども、観光振興におきましては、町内で生産された食材等の生産物が観光客の目元、口元、手元に届かなければ、その魅力、よさが伝わりません。すぐれた食材を生かした商品開発や加工品づくりを推進しまして、観光客に届けるということが重要なことであるというふうに認識しております。

先ほどちょっとお話ししましたが、近年、町内の民間の企業においても顕著な取り組みになっていることから、開発された商品等を町内外にPRする機会の提供などの事業を積極的に行っているところでございます。

6次産業化の推進の一助となる新たなチャレンジに対しましては、起業家支援事業として経費の一部を支援する制度もありますので、今後、民間企業の動向を注視しながら周知を行って、必要な施策や調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、いろいろな支援事業、補助事業とか、細かいことがたくさんありまして、私もまだ全部を把握しているわけではないのですが、それを周知は現在されているのでしょうか。そうした細かいことを、こういうことがありますよということで、対象となる可能性のある事業者、農業者、漁業者に対して周知はされているのかどうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 周知をされているかというような御質問でございますけれども、対象になる方々については、町のほうからお知らせをして、有効に使っていただいているものというふうに認識をしております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） どの程度の件数というか、6次産業化で実際に事業化したケースとかというのはあるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員にちょっと申し上げます。

なるべく通告に従った質問に徹してください。係のほうでは通告されていないと資料等々が、答弁用意していないと思いますので、よろしく申し上げます。

産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

今の起業家支援事業の関係ですけれども、22年度では、空き店舗とかいろいろな事業がありますが、起業家だけで言いますと6件でございます。また、23年度、今実施中でございますけれども、起業家だけでお話ししますと4件ほど実績として持っております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 済みません、無理な質問しまして。

では、この6次産業化がさらにこれから進むように、ぜひ調査研究のほう、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目ですが、町長が行政執行方針で示した、見て、食べて、買って、体験して、泊まるということを進めるためには、ぜひ別海町の地域ブランド化を推進する必要があるのではないかと考えます。

地域ブランド化は6次産業化と共通する部分がありますが、町の特性を前面に、統一感のある質の高い商品開発やサービスの提供、地産地消を軸に、多様なニーズへの対応や食の認証制度など、多岐にわたります。町長の地域ブランド化推進に対する見解をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、昨年、東京と大阪で開催をされました北海道観光振興機構とJR北海道主催の北海道観光プロモーションにおきまして、別海町観光協会を含めた複数の観光協会がプレゼンなどの観光PRを行ってまいりました。集まった400名ほどの旅行エージェントの皆さんやマスコミの方々の半数が、別海町に最も興味があるというアンケートでの回答がなされたそうでもございます。北海道らしい北海道が感じられる、また、食材が豊富であり品質が高いこと、これらが別海町観光の強味であり、誇れる食材を有しているとして、高い評価をいただいているものでございます。

しかしながら、食材が豊富で品質が高いだけではブランド化の推進については容易ではないということから、昨年首都圏で展開中の別海町酒場等、これらの民間の力を活用したいということでもございますし、また、今、別海町酒場については、東京の神田で1軒、大手町で2軒、それから来春、来年早々、市ヶ谷のほうでも1軒、開店したいということでもございます。こういうことで、本町の食ブランドのPRを行ってきております。

また、現在、民間団体等では、別海ジャンボホタテバーガーなどに続く新たな御当地グルメの開発を模索するという動きもございます。

町といたしましては、観光振興のバロメーターといたしまして、観光客の消費行動に注目をしております。通過するだけの観光から消費を伴う観光、これへの転換を図ることが重要で、必要があり、観光消費がふえることが観光振興にかかわる企業、団体、町民の原動力につながり、地域の活性化にもつながると、そのように考えております。

本町の観光振興のためには、食観光日本一を目指す北海道の新しい観光地別海、これをPRコンセプトに掲げまして、食観光にこだわり、食観光資源の創出と普及、これらを戦略として、官民一体となって地域ブランドの推進に今後とも積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 取り組みとしては確かに理解はできるところなのですが、ただ、具体的にPRする形というのは、私も何人か道外の人たちと話をしたことがあるのですが、要するに別海町自体が、例えば野付半島と別海町が一致しなかつたりだとか、「ベツカイ町」と「ベツカイ町」というのは違うまちだと思っていた人もいます。そういった、本当に些細なことなのですが、これは重要なことなのです。地域ブランドとして打ち出していくときに、そういう統一感、地域がわかるということを明確にしていくということが大

事だと思うのですが、それをやっていくからこそ、地域ブランドというのは確立するわけですし、地域ブランドとしての何かそういう形といいますか、そういうものも必要になってくると思うのです、統一したロゴマークですとか。そういったきちんとPRできる、要するに食だけを出して行って、これがいいですよというのではなくて、もう少しきちんとした認証制度ぐらいまでいくような取り組みが私は必要だと思うのですが、このあたり、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、別海町の知名度ということであれば、先ほどお話ししました東京にある別海町酒場などでお話を伺いますと、北海道のどこにあるかよくわからないというようなくらいの知名度になっているのかというふうに、非常に残念な思いでございますけれども、そういうことを踏まえて、これからリーフレットのあり方などについても検討して、ただお配りして見ていただくだけのリーフレットではなくて、その中から情報を受け取ってもらえるようなリーフレットの作成に努めたり、また、多少ですけれども、PRグッズ等も観光協会のほうでつくったり、また、マスコットのなものも作成などして、これからPRを進めてまいりたいと。特に東京にある別海町酒場などは、別海町の位置をきちんと皆さんにお示しをできるような形で、さまざまな資料等を提供しております。そのような形の中で、別海町のPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） それでは、そういう食の認証制度とか、そういうことは今のところ考えていないということでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 食の認証制度について、今御指摘をいただきました。今現在のところ、そういうことを検討してきたということではございませんけれども、今後、そういうことについても、今御指摘がございましたので、研究してまいりたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 別海町のもとは非常に高品質のものがたくさんあります。消費者にとっても非常に楽しみの部分でもあると思いますので、その辺は期待を裏切らないものをきちんと表に出していくということでも、そういった認証制度ですとか、きちんとした別海町のブランドを確立するということが大切かと思っておりますので、取り組みのほうをどうぞ推進していただくようによろしく願いいたします。

最後の質問になります。

来年7月に別海町で開催が予定されております第3回新御当地グルメグランプリ北海道2012について、町長はことしの第2回北見大会の表彰式で、来年の別海町での開催を約束されました。これまで2回の大会に私自身も参加してきて、できるだけ多くの町民がかかわることはさることながら、行政の積極的なかわり方が重要であることを認識しております。別海町も当然、共催者として、まちの威信をかけたイベントに臨まれると思いますが、どのような体制で運営にかかわりますでしょうか、お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

今質問にございましたように、私自身、本年7月に北見市で開催されました、新御当地

グルメグランプリ北海道 in オホーツク北見ということで開催されましたが、それに参加をいたしてまいりました。全道各地から13チームが参加をいたしました。開催地であります北見市の実行委員会の大会運営を目の当たりにいたしまして、本町での開催については、運営体制の構築や、出場チーム及び来場者に対する配慮、食観光のまち別海のPRなど、さまざまな準備が必要であると、そのことも実感をしたところでございます。

町といたしましては、新たなイベントでありますので、本町が過去から主催者として実施をしております産業祭、これらと違ひまして、行政主体ではなくて、民間を中心とした実行委員会を組織していただきまして、自由な企画や積極的なPR、情報発信によりまして、より多くの集客と大会の成功を図っていただきたいと考えておりますが、現在、まだ実行委員会が組織されておきませんので、組織をされたときには、実行委員会と協議の上、町として必要な支援、これを行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 町として必要な支援ということ、あとは共催ではないということだというふうにとられるのですが、必要な支援というのは人的な支援、あとは金銭的な支援、いろいろあると思うのですが、具体的にはどのような支援でしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほどもお答えをしたところですが、実行委員会の中で、どういう計画のもとにやるのか、まずそういうことが計画されることと思ひます。そういう中で、町としてのいわゆる財政的な支援、それから人的支援、こういうことが計画の中でそれぞれ出てくると思ひます。それを協議をしながら、町としての支援を決めていく、そういうことだと思ひておりますので、実行委員会を組織し、そしてその計画をつくる、そういうことが極めて大事だと思ひておりますので、その計画の中で町として支援をしていく、そういうことでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 前回大会の北見大会では、ボランティアの数が約500人ということで、これだけの人数をかけて、本当に成功に導かれたのだなというふうに思ひます。ただ、このまちが北見市と比較してそれだけの人が実際に集められるのかどうかということは、非常にこれは大変な問題だと思ひます。ぜひまちは、共催はしないかもしれないけれども、きちんとバックアップしているのだ、自分たちのまちのこととして同じように取り組んでいるのだという意識で、その辺を広めていただくような形をとっていただき、人が集まる、要するにスムーズにそういうボランティアを確保できたりだとか、当日の運営ができるような体制をぜひとっていただきたいなというふうに思ひます。本当にまちの威信をかける、今だからこそできることだと思ひます。ジャンボホタテバーガー、それ以外の取り組み、いろいろありますが、本当にこういう機会というのは千載一遇だと思ひますので、その機会を逃さないでまちの観光振興をしていくこと、そして、先ほど言いました6次産業化というのが全産業に通じるわけですから、そこでまち全体の振興が図られるということですので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋議員の一般質問を終了いたします。

ここで、1時まで休憩をいたします。

午後 0時06分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

学校給食の放射性物質検査についてです。

先日、ぷらとで開かれた母親大会では、泊原発を視察した内容の報告がありました。その中で、原発反対運動家ではなく、原発の工事現場で何千本もある細管の配管を専門とする現場監督をしていた人が15年も前に書いた「原発がどんなものか知ってほしい」というレポートの内容に触れていました。仕事にプライドを持っていた職人の多くが現場からいなくなり、素人がそれにかかわった現状など、いつ大きな事故が原子力発電所で起き、放射性物質がまき散らされても不思議ではないレポートの内容は、聞く人にさまざまなことを考えさせる場となりました。

ことは、実際に東日本大震災時に原発事故もあり、汚染された食品について、子育て世代も含め大変関心が高く、どのようにしていくことが一番よいことなのか、たくさんの思いが語られました。

子供たちにとって給食は楽しみであり、安全なものでなくてはなりません。

そこで、お聞きいたします。

一つ目として、食の安全には注意を払っていただいております、子供たちが安心して食べてきた給食ですが、福島原発事故後からこれまで、学校給食センター運営委員会では、学校給食の食材に含まれる可能性のある放射性物質について検討されたことがあるかどうか、お聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） お答えいたします。

本年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故により、国から原子力緊急事態宣言が発令され、食品に含まれる放射性物質の暫定規制値を上回る食品の販売等について規制されております。

現在、規制値を上回る食品は出回っておりませんが、当町教育委員会、給食センターでは、放射能汚染の情報収集に努めてまいりました。ことし7月、牛への汚染された稲ワラの供給、そして牛肉から放射性セシウムが検出された際には、校下保護者の不安解消のため、調達する産地の情報提供をいたしました。7月13日、町内18校の小学校、中学校長、三つの幼稚園の園長に通知し、原因究明がされるまで牛肉を極力使用しないよう指導してきたところであります。

なお、給食用食材の調達について、主食を扱う北海道学校給食会においては道内産を、当町学校給食センターで扱う食材についても、地産地消の観点から、町内、そして道内産を基本に調達しておりますので、特に学校給食センター運営委員会で放射性物質についての検討等は行っておりません。今後、道内での汚染確認等、情勢の変化に応じて、運営委員会で協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） シミュレーションによってこちらのほうにも風向きによっては放射性物質が流れ込んでくるのではないかとということで検査がされて、その後、検出はされ

ていないということの中で、一応安心材料とはなっています。

しかし、検出されていないという数値がもしあったとしても、それは測定器の検出限界値以下ということで、測定機器が検出する数値以下であるということ、まるっきり放射性物質がこの地に流れ込んでいないというふうな確立のある数字ではないと思いますので、続けて検査していくことも必要だと思うのですけれども、運営委員会でも、今後、これらの放射性物質のことについて、方向性として話し合いをしていくということについては、検討課題として上っているのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 仮定のお話なのですけれども、今のところはそういう数字としては上がっておりません。それで、給食センター運営委員会として、これについて話をしましょうという話にはまだなっておりません。けれども、2月には給食センター運営委員会を毎年行っておりますので、そのときに話題にはなるはずですが、今のところはそういうことで情勢をうかがっていると、そういう状況であります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） では、いろいろなところに関連しますので、次の質問に移っていききたいと思います。

冬を迎えて、道内の食材も少なくなります。道外から食材調達がふえる時期になってきます。一層注意が必要になると考えますけれども、今後、放射性物質に対する対策について、食品調達についてどのような対策がされているか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 冬期間、道内で葉物野菜が減少、品薄となることから、道外の千葉県、栃木県、埼玉県などの業者から食材を調達しております。発注業者を通じて、生産地連、生産地の県連JA、農協に、放射性物質の検査体制の充実と情報提供についてお願いを申し上げたところであります。

また、出荷停止措置がとられた地域の食材は使用を控えるなど、今後とも発注、仕入れ業者に産地確認と早い情報取得に努めていただくよう、指導と徹底をお願いし、安全で新鮮な食材の調達に努めてまいりたいと考えております。

今後、保護者等の不安が大きくなることも予想されますので、学校、幼稚園を通じ、情報を提供してまいりたいと考えております。

今まで、本州産食材調達について、1件のメール照会がありました。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 大変努力されているというのがわかりました。産地の使用を控えるというようなことで、不安が予想されるので、それに対応していくということです。今はまだそれほど不安の材料というのが大きくなっていないのかもわかりませんが、道外のものを入れてくる機会が多くなるということは、子供たちを扶養している家族にとっても不安が広がると思います。

先ほども言いましたけれども、検出されないというのは、確実にすべてが放射能に汚染されていないということではないということなのですけれども、このことについてはこれからはずっと引き続き検証していく必要があると思います。

それで、震災が起こった後、緊急時の食品放射能の測定マニュアルというのが出てきました。初めのときにはWHOの基準でいくということで、WHOの基準というのは本当に

厳しいものなのですけれども、厚生労働省医薬品局の食品安全部通知という緊急時における食品の放射能測定マニュアルというのは、その安全値を本当に大きく上回るものであって、飲料水の場合でしたら、WHOの場合ですと、1リッターに対して10ベクレル、野菜ものに対してもそれと同じ数字ですけれども、日本の新しい数字では2,000ベクレルというように、大変高い数値でも基準値であると、それ以下であれば食べられるんだよというふうなことで、人体への影響というのが本当に緊急時には無視される状況があるのではないかなと考えました。子供に対してとるべき安全性というのは、本当に一番に最優先されなければならないということもあるのですけれども、子供に対して、今後、影響が出るという不安は消せないと思います。子供たちの放射能に対する感受性は大人よりも数段も高いと聞きます。常に成長を続けている、次に命をつなぐ子供たちに、汚染のない食べ物を提供すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 成長期の子供たちは代謝が早く、放射性物質を取り込みやすいと承知しております。ですから、安全・安心な食材を提供することが重要であると認識をいたしているところであります。

これからも従来どおり、事前に安全・安心が保証される地域から新鮮な食材を調達することに努めてまいりたいと考えております。もし機械で計測されないほどの微量の食材でありましたら、食材に付着した放射性物質は十分な洗浄や加熱調理により低減が期待できる、これは原子力整備センターの報告書からですけれども、そういうことから、少しでも子供たちのリスクを取り除くために、その徹底を指導しているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひそのリスクを取り除くということをやっていただきたいと考えています。

4番目に移ります。

日本の食品の放射性物質に対する規制値は暫定で、今後、変化する可能性があるとはいえ、高い数値です。チェルノブイリ原発事故を経験したベラルーシの数値は、パンではキログラム当たり40ベクレル、飲料水がキログラム当たり10ベクレルとなっています。日本はキログラム当たり200ベクレルで、ベラルーシなどは日本よりずっと厳しい基準がひかれています。また、子供の食べ物に対してはさらに厳しい基準値が定められていると聞きます。厳しい基準値を国に求めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 現在、厚生労働省において、暫定規制値の見直しが行われているとのことです。その結果を踏まえて、北海道、そして関係機関と情報を共有し、十分に協議してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 厚生労働省は本当に動きが悪いということで、3月からこちらに対しても、緊急時における食品放射能測定マニュアルというのは、平成14年に作成されたものがそのまま23年3月17日に生きて、改めて緊急時として出されたということが情報の中から見えてきます。これは本当に子供たちにとってもいい数字ではないのが大きく出されてきました。

9月29日に野田首相は参議院の予算委員会で、原発事故対応ということで、国民の健

康、特に食べ物の安全の確保を最優先する、とりわけ子供には留意すると述べています。これは9月29日の時点です。政府で検討して、食品ごとの放射性物質の基準値見直し、子供に対して配慮して、より厳しい基準を設ける必要があるというふうに発言したのが9月29日でした。

11月3日に、これは産経新聞の情報なのですけれども、厚生労働省は、11月24日に放射性物質の暫定基準値にかわる新たな基準値をつくり始めるということで、分類を5分類から4分類にするということも挙げられました。影響を受けやすい子供に対して配慮するというので、年齢区分も設けられていますが、この12月12日のときの更新された食品安全委員会が出した情報も、暫定基準値の変更が全く見られていません。

そうした中で、影響を受けやすい子供たちに対して、男女の別も出していくというふうなことも言われているのですけれども、全く言葉だけで、動きが見えていないという状況があります。

そんな中で、本当に子供たちのことを考えてくれているのかということの中で、国に対してもさまざまな自治体と一緒に声を上げていく必要があるのではないかと考えます。このことに対してはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 先ほども申し上げましたとおり、国や、あるいは厚生労働省の対応が遅いと感じるのは私も同じように考えております。簡単に言いますと、チェルノブイリの原発事故、そして国であればベラルーシがこういう高い基準をつくった、これが一つの参考になるのではないかと思います。けれども、私どもは法治国家といえますか、ある程度国の動き、道の動きを見ながら判断していくのが一番の基準です。先走ったことはちょっとできません。けれども、そういう要望は、私ども教育委員会連合会、あるいは北海道教育委員会を通じてやっていくつもりはあります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 先走ったことということなのですが、子供たちの命を守るということに先走りとかということではなくて、やはり次に起こることを予測して、新しくどんなふうにしていけばいいのかというのを常に考えながら提案していくことが必要ではないかなと考えます。ですので、ぜひ提案できる場所があったら提案をしていただきたいですし、厳しい基準を国に求めていくという姿勢をとっていただきたいと考えます。

五つ目に移ります。

国の放射能測定機器購入の補助はまだ狭く、国の対応を待てないということで、一步踏み出す自治体が出てきています。幸い、別海町は給食を1カ所のセンターでつくっており、食材が1カ所に集まり、検査体制がとりやすい状況にあります。大切な子育て応援の観点から、検査体制を確立する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 放射性物質測定機器の導入を含めた検査体制についてであります。一般に市販されている測定機器、ガイガーカウンターというのですけれども、これでは、空気中に自然放射線が含まれていることから、食品や水などの検体は測定されないとされており、高精度の機器でなければ正確な数値は把握できないとされており、

現段階におきましては、費用も高額で、専門知識も有することから、町独自の導入は難しいと考えております。

文部科学省においては、放射性検査機器にかかる学校給食環境整備事業の交付要綱を制定中であります。

北海道内では、札幌市が独自に、今月から食材、食品検査を実施する新聞報道がありますので、その状況等検証させていただき、また、別海町内の企業有志が放射線測定NPO法人化のお話もありますので、今後注視しながら、安全・安心な学校給食の供給のため、検討してまいりたいと考えております。

学校給食の検査方法について考え方を申し上げますと、食材個々、例えばタマネギとかニンジンとか、そういう単品の放射性物質をはかることができませんが、1食、つまりカレーライスであればルーだとかジャガイモとかニンジンとか、そういう一つの献立の摂取放射能がわかることが大切ですから、このような方法が望ましく、適正ではないかと考えているところです。

ちなみに、ある検査によりますと、測定に2時間かかるそうです。そうしますと、今の別海町の体制では、お昼を食べさせるためには、給食センターの稼働を2時間早くしなければならないということで、大変現実的ではないことが今のところわかっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） きょうつくられる食材をその日のうちに検査するというので、現実的ではないということとお聞きしましたけれども、札幌だけではなくて、先日、倶知安町でも町として機器を購入するということが情報として載っていました。倶知安町では、食材を前日に検査するというので、1回1回検査に持っていく、自分のところで機材を購入しなくて検査をするということになると、1回8,000円から1万5,000円するというようなこともあって、本当に高額になるということで、長い目で見れば、測定器を購入するほうが、そして職員が検査するほうが、長く使えるし、安くつくということで、購入を考えている自治体もあるということです。

町としてはこれから検討ということだと思うのですが、これから検査する方向性、食材について、一つ一つではないけれども、ひとまとめにしたものをミキサー状にして検査に持っていくというようなことについて、その辺のところでは体制、どの辺まで進んでいるのか、全く今のところは検査に持っていくというふうなこともないままで今までののか、その辺のところをまずお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） お答えいたします。

一番最初に申し上げましたとおり、基本的には生産者側に検査の義務がある、あるいは農協、漁協、こういったところにあると私はとらえております。ですから、まずはそこを中心にやってもらう。別海町に入ってきたその食材については、まずは安心だと私は考えております。ですから、今のところ別海町内のものであれば検査する必要が出てくるかもしれないけれども、今のところはさほど問題になるような土壌もなかったようですし、そういった面では安心しております。検査については、まだそこまでは考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 生産者側に義務があって、検査した結果、何ともなければ、入ってきて安心だということなのですから、けれども、たくさんのお母さんたち、子供を扶養して

いる人たちは、生産者側の義務であって、それが検査数値でOKになったとしても、それでも不安があるから検査してほしいということで、自治体として動いているところがあるというのが実際だと考えています。ですので、検査体制というのは本当に確立する必要があると思います。

私たちが原発事故の後、放射性物質があっても直ちに健康を害するようではないということだったのですけれども、私たちは、その言葉の裏にある、直ちにではなければ、ではいつ、健康被害が起こるのだということで、それをずっと皆さん、言葉の裏側をとらえて考えてきたと思います。大人は子供たちに比べて細胞分裂も新陳代謝も少ないということもあって、多少放射性物質が含まれていても食べなくてはならないときがくるのかなというのは考えることはありますけれども、子供たちにとっては、本当にそれがゼロであってほしいというふうに願うのは親の気持ちであって、その子供たちがこれからずっとずっと引き継いでいくDNAに傷がつかないようにしていきたいというのも親の願いだと思います。ですので、町として考えていないということではなくて、子供たちのことを守るためにも、検査体制をきちんと確立してほしいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 話がだんだん難しいところに入っていましたけれども、私の基本的な態度としましては、考え方としましては、食の安全は学校給食ばかりでないと思います。お母さんさん方、心配されるのはわかると思いますけれども、我が家では1回1回検査しません。ちょっと話の持っていく方がおかしなほうに行くかもしれません。一つ一つ、そういう生産者を疑っているのは、生産物を疑っているのは、何も食べられません。今のところは安心してそういうところから買っております。ですから、信じませんか。私はそう思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 信じられる部分と信じられない部分があると思います。日本の政府が出した緊急時における食品の放射能測定マニュアルというのでも、本当に原子力発電所で事故が起こればこんなに膨大な数字に変化していくのだというのを目の当たりにしました。ですので、信じるにしても、その数値が変化していて、いい数字ではなくて、かえって人体に対して悪い数値になっているというのは確実に見えていることだと思います。ですから、教育長が言われたように、さまざまな産地から食品を取り入れられているということですが、できるだけ安全な地域から、そして検査体制がきちんと整っているところから購入していただきたいというのがあります。

それと、先ほどほかの地域では検査体制が整っているけれども、別海町のは安心だからということで、検査は今していないのだけれども、別海町のものについてはもしかすれば検査する必要があるのかもわからないということなのですけれども、別海町の子供たちに飲ませる牛乳とか乳製品については検査されたことがあるのかどうかについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

別海町の牛乳といいますと、ほとんど加工原料乳で、飲用の部分については乳業興社のほうで学校給食に提供しているということになっています。この牛乳について検査したところ、検出されていないという乳業興社からの報告をいただいております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 最後に、信じたい気持ちはやまやまなのですけれども、日本の中には本当にたくさんの原子力発電所があって、1基がこういうふうにして事故を起こしただけで、こんなに日本中が大騒ぎをして、食品の安全にまで気を配らなくてはならない、こういうことが起こってきています。ですので、これからどんなところでどんな些細な事故が起きているかもわかりませんし、汚染水の漏れとか、いろいろなことも聞こえてきます。そしてまた、お米についても、新たに汚染されているということで、流通がとまってしまうというようなこともあります。ですから、子供たちのことについて、信じたいと思うのですけれども、ぜひこれからもきちんとした検査体制の中にあるものを購入していただいて、できれば早い段階で別海町でも検査ができるようにしていただきたいと思いません。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは、次に、5番西原浩議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○5番（西原 浩君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

TPPに対する取り組みについてと題しまして質問いたします。

野田総理は、11月11日に環太平洋経済連携協定について、交渉参加に向けて関係国との協議に入るとの方針を表明いたしました。

TPPは、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標であり、FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセスやサービス、貿易のみでなく、非関税分野のルールづくりのほか、新しい分野を含む包括的協定として交渉されています。その交渉では、21の分野で24の作業部会が設けられ、さまざまな交渉作業が行われていますが、内容についてはまだ国民的議論がされていないという状況でございます。

交渉に参加した場合、農林漁業や地域経済の崩壊、医療や雇用、食の安全への不安などが懸念されます。

1次産業を基幹産業とする別海町においても、地域経済や今後の生活にかかわる重大な問題です。町長も再三にわたりTPP参加反対を表明し、参加反対の姿勢を貫いてきました。

そこで、今後の取り組みについて質問いたします。

(1)といたしまして、TPPは農林漁業だけでなく、医療、食の安全、地域経済に対しても多大な影響が懸念されます。JAグループは、根釧地区で対策本部の設置を検討していますが、別海町独自のTPP対策本部の設置を検討すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 西原議員の御質問にお答えを申し上げます。

TPP対策本部について、町内、要するに別海町独自の対策本部を設置すべきだという御質問でございます。

これについて、各分野の関係機関、関係団体とも十分協議した中で、オール別海町で設置の必要性があるということの判断がなされたときには、私どもも速やかに設置をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、米韓FTAの先例などを参考に、手遅れにならないような情報収集並びに対応について心がけてみたい、そのように現在考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 時期が来たらという答弁だったと思うのですが、11月14日には北海道でもTPP対策本部を設置いたしまして、対応を協議していると。そこでは、今、町長が言いましたように、情報の収集、それから、影響の調査、分析、それから、今後の対応に関することを、各振興局も含め、そしていろいろな関係部署を網羅した形で協議していると。別海町もそれに見習ってというわけではないですが、もう来年、年明けにはアメリカとの事前協議も行われるという状況の中では、対策本部の設置というものをぜひ検討してもらいたいと思います。これは11月に議会報告会を行いました、その場でもやっぱりそういう行動をとってほしいという要望も出されております。ぜひ検討願いたいと思うのですが、今、時期が来たらということですが、そういう状況が来たらというときというのはどのような判断といたしますか、その辺の町長が考えている時期が来たら設置するという、その時期というのはどのようなことを具体的に想定しているのかということをお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今、西原議員からもお話がありましたように、北海道においては、10月14日に高橋知事を本部長とする北海道TPP協定対策本部が設置をされまして、17日にはテレビ会議システムで初の道TPP協定対策本部会議を開催して、情報収集を急ぎ、各分野ごとの影響について調査、分析を行い、道民への情報の提供と政府の対応を求めることとされているところでございます。

今現在、既にいろいろなところから、道の議論の中でも言われておりますが、TPPについては国内の議論の高まってきつつありますが、いわゆる国から得られる情報が極めて乏しい状況であります。したがって、十分な検討材料がないまま議論が進められている。ひょっとしたら、あっても情報を出さない、そういう可能性もあるかもしれない。そんな状況でございますので、まず道を含めて、町も最大限情報の収集をしっかりとすることについて、今積極的に努力をしておりますが、今のところそういう状況にまだ至っておりませんが、いずれにしても、国のTPPの交渉参加を含めた今のスケジュール等々、我々もそういうところも注視をしながら、いろいろな道初め町村会含めて、管内の町村会、道町村会、また、いろいろな関係団体がございますので、また、これは農業だけの問題でも全くないわけでありまして、それらの情報を含めて、関係団体、経済団体、農協もそうですが、いろいろなところと協議をしながら、しっかり我々も対応する時期を見定めて、それに向けて協議をして、その協議が整えば、そういう対策本部を設置していく、そういうことになるものと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） そういう状況を見定めてということだと思いますので、ぜひ町長には情報を集めて、リーダーシップをとって対応してもらいたいと思います。

(2)に移ります。

これまでJAグループが中心となって反対運動を展開してきましたが、まだまだ国民的議論をしていく必要があると考えます。

別海町でもさまざまな立場の人に議論に参加してもらうために、これはあくまでも例えばという一つの例として挙げたということで考えていただきたいのですけれども、協働のまちづくり会議の方とか、そういうような本当に市民レベル、町民レベルの形で議論に参加してもらうような町民集会などを企画する考えがあるか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

このTPP参加の問題につきましては、まさに我々の基幹産業である1次産業に多大な壊滅的な打撃を与えるということを我々は深刻に考えておりますし、そういう意味においては、今、TPPに関する情報が極めて少ないところがございますが、いずれにしても、農業ばかりでなくて、日本の国のあり方でありますとか形でありますとか、いわゆるすべての国民の生活にかかわる問題でございますので、まさに垣根を越えたといえますか、農業、漁業にかかわらず、国民的議論が必要だということは言うまでもありませんし、もちろん町内の町民の皆さんも積極的に議論をし、そして今のTPP参加については断固反対をしていただける、そういう支援をお願いしたい、そういう気持ちも当然あるわけでありまして。そういうことで、我々別海町にとって、地域の将来、これを左右する重大な岐路に立っている、そのような認識を町民の皆さんと共有していく、このことも重要であります。さまざまな場で積極的な議論をなされることが必要であるとも考えております。

そのための環境づくりについては、今後とも積極的に推進してまいりたいと考えておりますが、方法や時期につきましては、先ほども申し上げましたとおり、北海道とも連携し、いろいろな提供される情報を注視をしながら、我々も積極的に情報を収集しながら検討させていただきたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） なかなか町が主体となって何かを企画するというのは難しいのかなとは思っておりますけれども、今まで農業団体だったり医療団体がデモをやったり、いろいろな大会を開いてきて、反対運動を展開してきましたけれども、それも非常に大切な運動だと思うのですけれども、やっぱり国民生活、それから自分たちの生活がどうなるのかということをしつかりと議論できる形でこのTPPを考えるということも大切なことだと思います。今までは農業対製造業だとか、農業の利権を守る者対既得権益の打破というような、そういうような色分けみたいなされ方をしていたのですけれども、今、米韓FTAですとか、アメリカの格差社会からデモが起きているだとか、いろいろなTPPに関連した問題というものが浮き彫りになってきたのではないかなと思うのです。そういうことをしつかり考える場というものが必要だと思うので、もしそういうものがシンポジウムなり町民大会のようなものを企画したら支援するという考えがあるかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今日までも、農業団体の皆さん等が中心になって、いろいろなシンポジウム、セミナー等もやられてまいりました。私どもとしても、今の段階でそういうことをいつどういう形でやるということは想定しておりませんが、今後の流れ、こ

れからTPPの協議がどう進められていくのか、そういうことも十分注視をしながら、必要性があればやりたいと思っております。

いずれにしても、このことについては、やはり今、全国的な議論がようやくと細部にわたって議論されてきたところですので、やはり農業関係の話ではなくて、国民全体にかかわる話だということをまず認識してもらい、全体にそういう情報がしっかり伝わっていくことが大事だと思いますし、それに基づいて、最終的には国会の場でこの問題というのは決まるわけでありますので、我々としてはそちらのほうもしっかり見据えながらやっていきたい、そのように思っておりますので、今後、情勢、状況の推移をしっかり注視して対応してまいりたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、町長の答弁にあったように、最終的には国会で批准するかどうかというのを最終判断すると思うので、私自身はこれをぜひとめたいと思っているので、そういう行動が地方からでも巻き起こしていきたいなと思っております。そういう思いを述べまして、また、そういう時期が来たら、町の取り組みについて伺いたいと思います。

それでは、2点目に移ります。

2点目といたしまして、別海町農業・農村振興計画についてと題しまして質問させていただきます。

1点目、TPPの問題もそうですけれども、それとは別にですけれども、農業の振興計画というものをしっかりつくっていく必要があるのではないかなど、そういう趣旨で質問させていただきます。

町は平成18年3月に、別海町農業・農村振興計画を策定しました。それから5年たちまして、中間期の見直しを行うためにということで、昨年、アンケート調査を実施しましたが、今後の別海町の農業振興策をどのように計画していく予定か、お聞きいたします。

1点目としまして、牛、草、土の自然循環型機能を基本とする持続的な酪農・畜産の推進のためには、草地型酪農の推進と基盤整備が必要です。ちょっと言葉足らずでわかりづらいと思うのですが、今後、家畜ふん尿の処理施設をどのように形で整備していく計画か、これは灌排事業が予算が削られたということもありますので、それも含めて、全体的にどのような形で町としては整備の推進をしていくか、その辺の計画、それから考え方というものをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

家畜ふん尿ということでしたけれども、まず草地基盤整備等について若干お話をさせていただきたいと思いますが、国の土地改良事業費、大幅に22年度から減額されておりまして、厳しい情勢の中、道営草地整備事業、また、公社営事業等を活用しながら、23年度では11地区、草地整備、草地造成等を実施しております。また、24年度も、1地区ふえまして12地区で実施していく予定になっておりまして、これら限られた予算を最大限活用しながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、中山間事業等におきまして、22年度から全町集落の共同取り組みの30%のうち5%を地元のほうにお返ししまして、どうぞ草地基盤整備のほうに活用してくださいというようなこともやっております。また、24年度からは、共同の部分の残りの25%のうち、さらに中山間事業で支援していただけないかどうか、町のほうからお願いをして

みるつもりでおります。

また、ふん尿の処理、活用につきましては、さまざまな方法があって、農家の経営方針や立地状況によって処理方法をきちんと選択していくというような効率的なシステムを導入することが重要ではないかなというふうに考えております。

一つとして、町では11年度から農業の生産性の向上を図り、また、環境保全型農業を推進するというので、国営の環境保全型かんがい排水事業を導入してございます。この中でふん尿処理施設等を整備しておりますけれども、国営かんがい排水事業も最近では予算がかなり減少しているということ、また、新規事業の採択もかなり難しいというような状況になってきておりますけれども、この国営かんがい排水事業で対応できない施設につきましては、公社営事業再編整備がございましたけれども、その他融資事業と連携して、総合的な施設整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 中山間、いろいろな事業を使いながら整備していくということなのですが、今、部長、冒頭言いましたように、22年度からですか、予算が非常に削られたということで、平成16年に家畜排泄物処理法ができて、現在のところはほぼ100%管理基準が満たされているということになっているのですよね、そういう法律上にはといたしますか、非常に言いづらいのですけれども。そこに入り切れないといいますか、北海道の基準は全国の基準と違いまして、冬期間、許容範囲といいますか、要は容量が小さいということで、家畜のふん尿の施設はあるのですけれども、容量が小さくなりつつあると。だんだん規模拡大していくと、今後、足りなくなるということが予想されるのですけれども、平成16年のときに3分の1リースという事業で暫定的にどんどん整備しようというような国のそういう指導といいますか、そういう予算づけがされて、一応100%を目指してやっていったのですけれども、そういうリース事業の復活ですとか、そういうことがまた今度必要になってくるのではないかなと、そういう状況になってくるのではないかなと思うのですけれども、そのことに対してはどのように考えているかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お尋ねいただきました家畜排泄物の適化法でございますけれども、一応といいますか、100%整備されているということになっております。若干、野積みがあるようなことがあれば、町のほうも指導させていただいておりますけれども、適化法の後に規模拡大等進んでおりますから、新たな対策といいますか、そういう事業制度、これは近々のうちに必要になってくるというふうに思っております。そういう意味も含めまして、町のほうとしては、道、国のほうに、そういう事業の創設をお願いしていくような体制を考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 現状というものを調査して、ぜひそういう事業というものを復活させてほしいなど、そういう取り組みをまた行ってほしいなど思っております。

それでは、(2)に行きます。

ちょっとこれも言葉足らずでわかりづらかったと思うのですが、持続的な酪農の推進のためには、担い手確保対策も重要です。今後、農地の流動化をどのように計画していきますかという質問なのですけれども、よろしいでしょうか。意図としては、どんどん

離農跡地が周りに吸収されてしまうと、農家戸数はどんどん減っていきますよ。ただ、やっぱりある程度農家戸数は確保するというのも必要だと思うのですけれども、その点に対して町はどのような考え方を持っているのかというのを聞いたかったですけれども、そういう観点から質問したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

農地流動化ということで、もとへ戻りますと、現行の別海町の農業・農村振興計画の中では、作業効率の向上やふん尿堆肥散布面積の確保等を目的とした農地の団地化の促進というような形での視点でのみの記述でございまして、農地流動化を積極的に推進していくというような文言は入っておりません。そういった意味では、これから離農が年間相当数のペースで進展していくという中では、農地全体が余ってくるようなこともあるのではないかなというふうに思っております。その部分については、基本的には新規就農者の方々と、それから、酪農後継者の方々にきちんと酪農を後継していただけるような体制づくり、そういうものが肝心になってくるのだらうなというふうに思っております。

また、平成21年に農地法の改正がございました。改正農地法の中では、これからは所有から利用ということに視点を移しているような形もありますので、そういった意味の利用の仕方についても検討されていくべきではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） ちょっと(3)に移ります。

本当はこれを最初に聞けばよかったと今思っているのですけれども、中間見直しということで、昨年、アンケートを行いまして、そのアンケートの目的に、中間見直しをするよ。その見直し作業に町民が参加して、その声を反映した、町民の町民による町民のための計画ということがうたわれておりました。

それで、5年たったということで、状況も非常に変わった、原発事故もあった、いろいろな民主党の戸別所得補償方式というものもどうなるかわからないという状況で、5年たつと状況もかなり変わっているなということもありますので、今後の中間報告というものはどのように取りまとめていくのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

このたびの別海町農業・農村振興計画の中間期の見直しでございますけれども、計画自体、平成18年から27年までの10年間の計画で、進行管理上、中間点に当たる5年目をもって見直しということで、今回、アンケート調査をさせていただいたものでございます。町民の皆様には本町の基幹産業でございます農業の現状や将来についてともに考えていただきたい、また、御意見をお伺いしたいという思いからアンケート調査を実施したところでございます。

御回答いただきましたアンケートにつきましては、担当職員、すべて目を通してございまして、皆様のそれらの声を真摯に受けとめているところでございます。今後、アンケート調査の結果を公表するとともに、お寄せいただきましたお声におこたえできるような形で、農業団体と協議しながら、農業・農村振興計画の見直しを進めてまいるとなっております。

今回はアンケート調査という手法をとらせていただきましたので、アンケートに基づい

て見直し、見直し案は、完成したものを町民の方々に配布するという予定になってございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 見直し案を策定して配布するということですが、アンケートの集計を配布するのではなくて、協議した、何か変更点を配布するということ、今、そういう答弁に聞こえたのですけれども、見直し案の協議というのはどういうところで協議するのかというのをお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） アンケートの集計結果につきましては公表させていただきます。その後、見直し案を農政課が策定して、策定した見直し案を農業関係団体と協議いたしまして、完成したものを町民の皆様に配布するというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 間に合うかどうかわからないのですけれども、ぜひ協議する場面に、例えばJAの職員ですとか、普及所、関係機関ですとか、農業者ですとか、そういう方が入って協議をしてもらいたいなど。先ほど木嶋議員の質問にもありましたけれども、6次産業化をどうするのだと。それは、例えば町民レベルで話して、町の農業計画としてはこうなっていますよ、だから施策としてこう進めますよという、やっぱりフィードバックされているのではないかと思うのですけれども、その辺の進め方、次にあります担い手の問題もそうですけれども、いろいろなものでそういう協議する場というものがもうちょっと必要なのかなと思うのですけれども、その辺の進め方についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

その辺の進め方でございますけれども、農政課のほうで素案は作成させていただきたいと思っておりますけれども、また、各JAさんの職員の方々がメンバーになっております別海町の地域担い手育成総合支援協議会等も素案づくりの中に参画していただきながら、先ほどお話ししましたが、その素案をもって各農業関係機関団体、農業者の代表の方々がいらっしゃる、そういう場があればそういうところにもお話をさせていただいて決定していきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 既にそういうチーズづくりをしたり、いろいろな活動をやっている人もいますので、そういう人の意見が反映できるような見直し案になるように期待したいと思います。

それでは、3点目に移ります。

3点目といたしまして、研修牧場の今後についてというタイトルで質問させていただきます。

近年の大規模酪農経営において、従業員の確保は大きな条件となっています。一方、小規模の酪農場においても、経営者側の高齢化や、より余裕のある経営のために従業員を導入したい意向もあるようです。他方、世間一般社会においては、就職難、失業問題が取り沙汰されています。しかしながら、そのわりには就業意欲にあふれる人材が酪農場にはどうも乏しいと感じている酪農関係者は少なくないでしょう。

前回、9月定例議会で株式会社べつかい乳業興社と有限会社別海町酪農研修牧場の経営ホールディングスについて質問いたしました。その中で、研修牧場は酪農後継者の不足や農家戸数の減少に歯どめをかける場であり、新規参入者へ酪農後継者が酪農の知識、技術、経営感覚等を習得、研鑽する場として設立された場であると。その設立趣旨を大切にしたいという答弁がありました。そういう答弁を受けて、少し拡大解釈になるかもしれませんが、質問させていただきたいと思えます。

(1)といたしまして、優秀な人材を当地に引き寄せるために、また、担い手確保のために、新卒学生や単身の男性や女性の受け入れも重要と考えます。今現在、研修牧場は夫婦の方を受け入れて研修するという体制ですけれども、そういったところと、また、JA、それからヘルパー組合に問い合わせがあるような方との連携の強化というものも今後行えないか、そういうことをどのように考えているかという点についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 西原議員の御質問にお答えを申し上げます。

別海町の酪農研修牧場の設置目的につきましては、町内の農家戸数の減少に歯どめがかからず、町の活力や生産力を維持、発展していく上で、新たな農業の担い手育成、確保が急がれたことと、新規参入者や酪農後継者への酪農の知識、技術、経営感覚を習得、研鑽する場として、平成8年度から3カ年で施設等の整備が行われました。平成9年から研修生を受け入れまして、本年までに49組を町内及び管内に新規就農させております。

発足当初につきましては、単身者の受け入れについても行っておりましたが、単身での営農には限界があり、また、就農時までには伴侶が決まらないなど、さまざまな問題点があったことから、妻帯者を中心とした募集にせざるを得なかった、そのような経緯がございます。

しかしながら、現在では状況も変わってきておまして、JAや産業後継者対策相談所とも連携をとった中で、単身者の受け入れや後継者の研修などの検討をただいま行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、妻帯者以外も広く受け入れることを検討しているという答弁がありましたので、(2)に移りたいと思えます。

(2)といたしまして、酪農に関心のある人に対して、基礎的な知識、技術を与え、安心して就農できる素地を用意しておく必要があります。研修牧場に酪農専門の基礎知識や実地の訓練をする短期教育機関の役割、それを発展させて、酪農専門学校として充実させてはどうでしょうか。この質問ですけれども、学校と言いましたけれども、とりあえずは資格とかいうものではなくて、現場の技術を磨く場、知識を本当の素人の人に、研修牧場に来たらいろいろな酪農の広いさまざまな技術がありますけれども、それを研修する場として提供してはどうかと、そういうようなものに発展させられないかと思えますけれども、その点についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

別海町の酪農研修牧場におきましては、御指摘もありましたように、新規の参入者ばかりではなくて、短期の研修や体験研修についても現在受け入れております。また、酪農ヘルパーの研修や別海町の職員の新任職員研修、また、別海高校の宿泊研修及び小中学校の

酪農体験研修など、多くの研修生を受け入れてきております。今後ともこの各種体験、研修などができる場として幅広く活用をいただきたいと思っておりますが、新規就農に向けた研修、養成の場としての役割、これを中心に今後とも運営してまいりたい、そのように考えているところでございます。酪農専門学校として充実ということでございますが、そのことにつきましては、なかなかそこまでということは考えておりませんし、また、別海高校酪農専攻科等々もありますし、それらの高校とも十分連携をとって研修牧場をやっておりますので、そういうことでぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 何でこんな質問をするのかといいますと、確かに今、町長言うように、研修も実際行われているし、いろいろ活用されているというのは、研修牧場が果たしている機能は大変有意義なものかなと思います。ただ、例えば従業員を募集しても半年しか続かないですとか、1年間しか続かないという状況もあります。そういった人には、酪農というものがよくわからないまま来て、思っていたギャップというものがあると思うのですけれども、それを解消するために、例えば2カ月とか3カ月、半年間、そこでいろいろなカリキュラムを組んで学習する、研修する、そういうことを行って、酪農に優秀な人材が来てくくれるような仕組みというものをつくれなかなというふうに考えているわけです。きょうはちょっとそういう構想というか考え方というものを聞いてもらいたいなと。そして、もし検討する余地があるならば、そういうものを研究してもらいたいと思うのですけれども、思いというか考え方はこうなのですけれども、今後、そういうことを検討してもらいたいと思うので、ちょっと答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

今、各酪農家への研修生でありますとか、労力として受け入れる人たちへの研修の場ということですね。今、そういう御提言、初めていただきましたけれども、そういうことも今後所管において検討、研究させていただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、前向きな答弁をいただきましたので、よろしく願いいたします。

実際、人材不足ということで、外国人を使って労力を穴埋めしていると、そういう状況が現状としてはあるのですけれども、できればやっぱり日本の優秀な若者にそういう勉強する機会というものがあってほしいなと思っております。そういうことで、前向きに検討してもらえるとということで、期待して、(3)に移りたいと思っております。

平成22年には別海町以外、中標津と根室でしたか、新規就農者が就農いたしました。それ以前にも、別海町以外にも何カ所か就農しているという実績が、前回、畜産大賞をいただきまして、その成果という中でも掲載されていて、すばらしいなと感じているところです。

そういった実績を踏まえて、今は別海町単独で運営しているのですけれども、他町との連携というものを今後考えてはどうだろうかというふうに思うのですけれども、その点についてお聞きいたしたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えをいたします。

まず、別海町の酪農研修牧場で研修を修了した研修生のうち、別海町以外に新規就農し

た研修生、現在まで10組となっております。内訳については、根室市3組、中標津町5組、標津町1組、羅臼町1組となっております。これにつきましては、研修が修了したものの、町内に新規就農する場がなかったことによるものでございまして、今後においても研修修了予定者が町内に新規就農する場がなければ、町外において就農をしていただく、そのようにせざるを得ないものと考えております。

他町との連携についてでございますが、以前、私もそのようなことを考えたこともございますが、なかなかそれぞれ自治体ごとにいろいろな事情があるわけでございます。酪農研修部門への負担等についての協議が必要となることから、現状においてはなかなか難しいところがございますが、将来的な構想として、このようなことを今後とも持っていきたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 相手のあることなので、すぐ結論は出ないと思いますので、じっくり取り組んでいただきたいなと思います。浜中町にも研修牧場がありますし、別海町で新規就農者を輩出しているというのは非常に有意義なことで、成果も上がっていると思うので、その意義というものを関係町村、関係JAとかに理解してもらえるような動きといいますか、協議をお願いしたいなと思います。

それでは、(4)に移ります。

農場リース事業は新規就農者の初期投資の負担を軽減し、就農後の経営安定化に効果のある事業ですが、事業の見直しによって大変縮小されました。それで、機械の導入部分、トラクター及び各種の作業機について変更があり、導入することが難しくなりました。新たな対策が必要と考えますけれども、このことについて、新たな対策についてどのように考えているのか、現状も含めて答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

酪農への新規参入につきましては、農地以外の畜舎や機械、乳牛への投資額が大きく、現状では1億円を下らないというような状況にもなっております。そういった事情から、農地保有合理化事業のみでは円滑な就農は大変困難であると。そのことから、農業開発公社が離農跡地等、施設を一括取得いたしまして、施設の改修、中古農業機械の導入、また、乳牛の導入等を行って、営農開始可能な状態にして新規就農者に貸し付ける農場リース事業を実施しているところでございます。

平成21年度までは、当該施設改修、乳牛導入、また、中古機械導入につきまして、国の強い農業づくり交付金で対応してまいったところでございますけれども、22年度からは、国の制度見直しによりまして、中古農業機械の導入については強い農業づくり交付金事業の対象から外れましたが、新たに経営体育成交付金事業及び農畜産業機械等リース支援事業、これらを活用して農業機械等の導入が行われておりますことから、大きな負担増とはなっていないというふうに考えております。よって、新たな対策等については考えておりません。

なお、新規就農対策では、町の支援事業も引き続き実施してまいりますし、国においては、新規就農総合支援事業などの支援対策が計画されているようでありまして、就農前、就農後の支援対策強化が図られようとしております。

町としても、新規就農者の支援については、JA、それから公社、地域と連携して、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今のところ支障がないのだという答弁だったと思うのですが、民主党の政権になってから非常に予算が削減されて、北海道で10戸ぐらい新規就農があるというふうに聞いているのですけれども、そこに来る予算が非常に削減されていると。部長の答弁は問題ないということなのですから、聞いている話では、いろいろな予算の執行残を集めて予算づけをしているということも聞いておりますので、来年、再来年について、じっくりとそういう事業の枠組みというか、とれる体制がとられていないという話を聞いているのですけれども、その辺についてどのような認識なのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

道のほうの予算、農場リース事業に関して、大変厳しい状況になっております。全道各地で新規就農者の農場リースの予算を奪い合うような形になっているということで、もう少し予算をふやしていただければというのが自治体の気持ちでございます。

先ほど21年度に就農者、これは農場リースで入れておりますけれども、トラクター、ロールベアラー、スラリースプレッター、モアコンなどを入れておまして、約1,670万円ほどの中古の農業機械を導入しています。22年度は、この農場リースでは導入できなくなりまして、経営体育成交付金事業などでカッティングベアラーだとかモアコン、ラップマシン、トラクターを入れておまして、約1,800万円程度の事業費で導入しております。若干、農場リース事業よりもたくさんの農業機械等が導入できているような状態でありますので、基本的に農場リース事業の採択になればそういう形でできると。問題は、もともとの農場リース事業にのれるかどうかというところが問題になってくるので、その分の予算の確保については、町としても北海道のほうにお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 担い手の確保というのは大変重要なことだと思いますので、しっかりそういう体制をつくっていただきたい。また、国、道なりに要請していただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、西原浩議員の一般質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、明日は休会となりますが、午前10時から各常任委員会の開催が予定されておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、皆さん御苦労さまでした。

散会 午後 2時34分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員